

平成30年12月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年12月 6日 (木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年12月 6日 (木) 午前 9時17分
閉 会 日 時	平成30年12月 6日 (木) 午後 3時45分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	3 人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第101号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第102号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第103号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第104号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第105号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第106号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第107号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第108号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第109号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第110号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第111号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第112号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第113号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第114号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第115号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第116号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第117号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

第118号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第125号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出、第3条債務負担行為の補正	原案可決
第126号	平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第128号	平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

委員会執行部出席者

（福祉こども部）

福祉こども部長 永野 和美
福祉こども部副部長 田口千恵子
福祉課長 川畷 利徳
福祉こども部参事
兼こども未来課長 岩間 則夫
こども未来課副参事 伊藤 正一
保育課長 佐々木晴美

（健康づくり部）

健康づくり部長 高木 啓一
健康づくり部副部長 細野 兼弘
健康づくり課長 清水 恵子
健康づくり部参事
兼国民年金課長 関根 則男
長寿いきがい課長 福島 光一
スポーツ健康課長 新井 隆司

（教育総務部）

教育総務部長 佐藤 康夫
教育総務部副部長
兼教育総務課長 岡田 和弘
生涯学習課長 伊藤 和代

（学校教育部）

学校教育部長 服部 幸司
学校教育部副部長
兼学務課長 野本 昌宏
学務課副参事 藤村 郁夫
学校支援課長 上岡 勝
学校支援課副参事 池田 耕司
教育支援センター所長 神田 英昭
中学校給食センター所長 森田 慎三

吹上支所副支所長 大澤 昌弘
川里支所副支所長 山縣 一公
産業振興課長 新井 巳代子
産業振興課副参事 中西 克仁

書 記 篠 原 亮
藤 平 美由紀

(開会 午前9時17分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします
委員会記録の署名委員を指名いたします。諏訪三津枝委員と市ノ川徳宏委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第101号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第125号平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第126号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第128号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案21件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。付託されている21議案のうち18議案が公の施設の指定管理者の指定についてということから、平成25年12月の常任委員会と同様に指定管理者に係る審議については所管の課ごとにまとめて審査を行いたいと思います。

それでは、審査の方法ですが、初めに議案第101号、次に全ての部に係

る一般会計補正予算の議案第 125 号、次に図書館に係る議案第 118 号、次に福祉課に係る議案第 102 号から議案第 104 号、次に保育課に係る議案第 105 号から議案第 113 号、次に長寿いきがい課に係る議案第 114 号、次にスポーツ健康課に係る議案第 115 号から議案第 117 号、次に議案第 126 号、次に議案第 128 号の順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 1 分)



(開議 午前 9 時 2 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

「それでは」からちよつと言いかえ、もう一度発言を言いかえます。それでは、審査の方法ですが、初めに議案第 101 号、次に全ての部に係る一般会計補正予算の議案第 125 号、次に図書館に係る議案第 118 号、次に福祉課に係る議案第 102 号から議案第 104 号、次に保育課に係る議案第 105 号から議案第 113 号、次に長寿いきがい課に係る議案第 114 号、次にスポーツ健康課に係る議案第 115 号から議案第 117 号、次に議案第 126 号、次に議案第 128 号の順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第 101 号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長) おはようございます。それでは、議案第 101 号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では法に規定される事務以外の社会保障、

地方税、防災に関する事務における個人番号の利用、市の同一の執行機関内での個人番号の利用及び市のほかの執行機関に対する特定個人情報の提供につきましては、条例で定めることとされています。マイナンバーの活用による住民の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、重度心身障害者医療費の支給に関する事務など7事務につきましては、マイナンバーの利用事務として位置づけるとともに、特定個人情報の利用や提供にかかわる規定などを整理し、平成31年7月1日から施行するものでございます。

以上です。

(委員長) ただいま説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎)では、今議案第101号につきまして説明がありましたけれども、もう少し具体的な説明を求めます。マイナンバーの活用による住民の皆さんの利便性の向上及び事務の効率化の観点からということで7事務行われるということでございますので、その一つ一つの事務につきまして、どのような点が利便性が向上され、またどのような点で事務の効率化が図られるということなのかお伺いをいたします。

(こども未来課長) こちらにつきましては、各事業ごとという委員さんのお話ですけれども、例えば子どもの医療費あるいはひとり親家庭の医療費等の事務におきましては、例えば所得ですとか課税状況、そういったものを、マイナンバーを活用しまして転入時において申請をされた場合、添付資料が必要になってくる場合もございます。そういったものを、マイナンバーを活用しまして他市に情報の提供を受けるというような形で、添付資料の省略化が図られるということで市民の利便性が図られるというような形になっております。ほかの事務も総体的にそういった添付資料の簡略化が図られるというような形になっております。

以上です。

(川崎)本市におきましては、平成31年7月1日から施行するというふうになっておりますけれども、これ他市の例についてはどのように認識をしていらっしゃるのでしょうか。

(こども未来課長) こちらにつきましては、他市の状況で申しますと、それぞれまちまちになっております。ただ、その条例を制定するタイミングと申しますか、そういったものが年3回ほどになっているのが現状でございます。今回鴻巣市におきましては7月1日ということにさせていただいているところなのですが、これにつきましては、この条例が議決をいただいた後に国の個人情報保護委員会という組織に届け出をしなければいけないこととなります。その届け出の審査ですとか、あるいは情報提供ネットワーク、そういったものの準備期間が必要となってまいります。その中で直近の整備が終わるのが、終わって改修ができるのが31年の7月1日ということになりますので、それに合わせて条例の施行日を7月1日というふうにさせていただいたところではございます。

以上です。

(川崎) 今、他市の例ということでお話し申し上げましたのが、既に他市で実行しているところがないのかということでお伺いをしたつもりでございました。その点いかがでしょうか。

(こども未来課長) 他市の状況で申しますと、鴻巣市に限らず、ほかのところでも事業ごとに届け出をして、既に情報のやりとりをしているところはございます。北本市ですとか、一番直近では北本市さんが11月ぐらいからだったかと思うのですけれども、開始しているところです。主に北本市さんは医療費に関することをたしか情報提供なりをしているかなというふうに思います。それから、富士見市ですとか、羽生市、そういったところもやっているかと思っております。ただ、全体的に申しますと、まだそれほど情報提供、条例で定めているところというのはまだまだ少ないのかなという気はします。

以上です。

(川崎) まだ県内の中でも先駆的と申しますか、まだ新しい形で本市が行うというようなことはわかるのですけれども、このことについてはちょっと前私も質問させていただいたかもしれませんが、やはりマイナンバーの活用によって行政側の効率化ということは、もちろんそうなのでしょけれども、やはり使う側の利便性ということが非常に大事

なことをごさいますて、コンビニで例えば印鑑証明や何かもとれたり、住民票もとれたりということも大変便利になったというお声もいただいているものですので、これが子育てナンバーワンを目指す本市としては早くこういうふうにしてマイナンバーの活用をやっていただけるということは大変よかったなというふうに思っているわけなのですけれども、添付資料の省略化ということは非常に大きな、これは利便性だと思うのですけれども、そのほかに考えられる利便性というのをごさいますか。

（こども未来課長）これはあくまでも、ほかの利便性というよりも、マイナンバーを使いまして、当然転入時申請をするわけですから。いろんな各種事業に対して。その場合、転入後に例えば遠いところから転入された方というのは、そこにとりに行かなくてはいけないことになります。郵送での請求とかもできるところもあろうかと思うのですけれども、そういった手続、もと住んでいたところの手続が簡略化されますので、そういったことがすごく大きなメリットにはなると思うのです。それ以外のことでマイナンバーを使うというのは、マイナンバー自体を使うことが法で定められている以外は使えませんので、そうなってくると申請時とかそういったときに使うことぐらいしかないのかなというふうには思いますけれども。

（加藤）要するにこの条例が成立しますと、マイナンバーを、カードを登録しておけば個人のいろんな情報的なものがわかるようになるというか、例えばほかから転入してきた人もマイナンバーカードがあればその人が例えば医療費がどうか、何がどうかと、いろんな事業関係の中でそういったことがもういろいろ、その書類とか何か添付しなくても、もうそのカードさえ提示すればいろんなことが手続できてしまうというか、できるという内容になるということなのです。先ほど北本では事業によってそういうふうにもう実際やっているというふうな説明もあったわけですが、鴻巣はもっと内容的にいろいろとあるわけですよ、医療費関係だけではなくて。なので、普通は何か手続するときには一つ一つその手続するに当たって何の書類が必要ですよとかと言われて、いろんな書類を持ってこなければとか、とったりするわけですが、こ

れをすることによって条例ができて、マイナンバーカードをしておかなければだめなのでしょうけれども、そういう要するに便利、先ほど川崎委員も言っていましたけれども、利便性というか、そういうことが目的でこういう条例を制定しようとしているのか、またほかに何かそういう目的があるのかどうか、利便性というふうなことだけ、市民にとっての利便性のみのことでこういう条例を制定しようとしているのか、行政としての利便性なのか、その辺がちょっとよく理解できないのですけれども、教えてください。

（こども未来課長）このマイナンバーを利用する事務につきましては、当然市民の皆さんの利便性を図るということが大きなものになってまいります。事務を、申請を受ける側、市の職員としては当然そのマイナンバーを利用させていただいて情報を取得することになりますので、そういった手続は市の職員のほうでやることになりますので、市民にかわってこちらが調べに行くというような形にはなろうかと思えます。先ほどの個人番号を使って全てがわかるということではなくて、マイナンバー法で定められている情報しか取り扱えないことになっております。また、それに伴って今回独自に市町村で使える事務ということで今回7事務を上程させていただいて、その事務の中でマイナンバーを利用するというような形になります。

以上です。

（加藤）前からやはり逆にこのマイナンバー的なことというの、カードは個人情報全て、全てではないのですけれども、情報がわかるというふうな、もちろん全てが悪いということでもなく、また全てがいいということでもなく、個人情報保護法がいろいろある中で、逆にそれを一般の人がその人の個人情報が知れるということは、個人ではないかと思うのですけれども、いろんな面で公のところの中ではある程度法に基づいた内容的なものがわかるわけです。なので、本当にこのマイナンバー制度がいいのかどうかというふうなことで議論もあってきた中でこういうことが国のほうから定められて、各自治体もそういうことになってやっているわけですが、その辺の危険というか、個人情報の保護的な

そういうものという心配というのには逆にあり得ないのでしょうか。

（こども未来課長）個人番号を利用しているんなリスクがあるのではないかというようなことだと思えるのですけれども、そちらにつきましても、国のほうで情報のセキュリティーですとか、そういったものを行っているとは思いますが、そういった意味でいけば市は安心して使うことができるという判断のもと条例で独自利用をするというふうな形にさせていただいているところです。

以上です。

（諏訪）では、先ほど重度心身障がい者の方の医療費の支給の件でお話ありましたけれども、7事務というところで、この重心以外のところではどの事務なのかをちょっと先に伺いたいと思います。

（こども未来課長）今回の上程させていただいている改正条例の中で、最後のほうになるかと思いますが、別表第1というものがございます。その中に7事務が掲げられております。重度心身障害者医療費の支給に関する事務、それから在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務、障がい者の地域生活支援事業の実施に関する事務、それから子どもの医療費の支給に関する事務、それとひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、それから就学援助費の支給に関する事務、就学奨励費の支給に関する事務の7事務ということになっております。

以上です。

（諏訪）ありがとうございます。先ほど転入時に例えば重心の方の所得証明書などの添付がマイナンバーを提示することで所得証明書が不要になりますということでもございましたけれども、今教えていただきましたそのほかの事務のところでは要するに利便というのは具体的にどういったものが、例えば今のような所得証明書が添付不要になるというようなことも含めて、ほかの事務ではどういったところが利用者の方にとっては利便性があるのでしょうか。

（福祉こども部副部長）ほかの事務での利便性ということなのですが、基本的には転入者の方で1月1日に鴻巣にいらっしゃらない方の情報を得るための今回の独自利用ということですので、事務ごとにこれは違っ

てくると思います。先ほど重度心身障がい者の医療費については所得制限を1月から設けさせていただくということで、転入者については所得証明を本来提出してもらったところを、マイナンバーを提示していただいて、こちらで調べさせていただくという流れになります。そのほかの在宅重度心身障がい者の手当、それから障がい者の地域生活支援事業につきましては、課税、非課税というところを判断しなくてはならないので、これも1月1日居住者でない場合は前住地に非課税証明なり課税証明を求めることとなりますので、それが省略できるということとなります。各事務については担当から。済みません。

以上です。

(こども未来課長) こども未来課のほうでは、子どもの医療費の支給に関する事務、それからひとり親家庭等医療費の支給に関する事務というところですが、こちらにつきましても所得あるいは課税状況というものを1月1日現在居住していた市町村のところに情報を取得に行くというような形になります。

以上です。

(学校教育部副部長兼学務課長) 教育委員会のほうの特別支援教育就学奨励費支給に関する事務、それから就学援助に関する事務、こちらにつきましても認定に当たりまして所得証明、また源泉徴収ですが、6月以降につきましても所得証明という形ですので、前住所の所得証明のほうの添付をしていただいておりますので、そちらのほうはこちらのマイナンバー利用により必要なくなるということでございます。

以上です。

(諏訪) この条例に関しては、転入時に限って利便性が発生するのかなというふうに判断したのですが、そうしますと転入時のみです。毎年のもは鴻巣市に在住していればこの条例は一切関係がないというふうに判断するのですが、実際にこのさまざまなサービスを利用する方々が転入をされるというようなおおよその目安、何人ぐらい対象となるかなというものをそれぞれいただければと思います。

(福祉こども部副部長) 重度心身障がいの医療費に関して申し上げます

と、昨年度の実績になります。25名おりました。在宅重度心身障害者手当の事業では5人、地域生活支援事業の日常生活の用具の給付事業に関しては5人ということになっております。

以上です。

(こども未来課長) 子どもの医療費に関しましては、これも平成29年度の実績でございますけれども、転入が411名ございました。それから、ひとり親家庭等医療費のほうにつきましては、平成29年度では23名ということになっております。

以上です。

(学校教育部副部長兼学務課長) 学務課のほうの特別支援教育就学奨励費の支給、それから就学援助に関しては、今年度、今までのところでは5件そちらのほうの証明つけていただいたということですので、そのような件数になるかなと思います。

以上でございます。

(諏訪) そうしますと、大体200人を割るぐらいの方が転入者の中でこういった……200人はいないかな。

(何事か声あり)

(諏訪) 400人。本当だ。約600人弱の方々が転入時にさまざまな所得証明やら課税証明書などを転入のときにお持ちになって届け出をされているということでございますけれども、現在のマイナンバーカードの取得に関しては、鴻巣市では大体12%ぐらいの方が取得されているかなとは思いますが、マイナンバーカードでなくても通知番号でしたでしょうか、それを提示することでこういった添付書類が省けるということでしょうか。それと、カードを示さない場合の受け付けはどのようになるのかを伺いたいと思います。

(こども未来課長) まず、マイナンバーの取得といいますか、そのカードの関係なのでございますけれども、当初通知カードですか、通知をさせていただいているのですけれども、そちらに番号がありますので、それと本人確認の書類があればその通知のほうで大丈夫ということになります。

あと、申請時にカードを忘れたですとか、そういったことで番号が確認できない場合、申請のほうは受け付けをしないということではございませんので、その時点で例えば本人がとりに行くよということであればとりに行っていただくこともあるかもしれません。こちらのほうで確認することもできます。そのときには、ご本人にこちらで確認をしていいですかということでしたら了解を得た場合のみこちらで調べてマイナンバーを取得するというような形になります。拒否された場合につきましては、特に申請書にマイナンバーを書くことはなく、今までと同じように書類を添付していただくことになろうかと思っております。

以上です。

(諏訪) 間もなく確定申告の時期でございますけれども、私も一度もマイナンバーの番号を記載して申告したことはなく、国のレベルでもそれは受理されています。当然窓口においてもこういった条例ができたにしてもカードの提示は不要だというふうに思っております。

最後に、事務方としてはどういった簡略化ができるのか伺いたいと思っております。

(こども未来課長) 事務方としましては、これまで例えば添付書類が不備ですとか、そういったことで審査の期間が、提出をされるまで審査ができないことになってしまいます。そうしますと、利用者の方、一日も早く審査が終わって認定なり、そういったものが必要になってくるケースもあろうかと思っております。今回この条例制定することによってマイナンバーを利用して情報を取得することによって、その審査の期間が短くなるというようなことが考えられると思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 先ほど事務方の簡略化というところでは、書類の不備があった

としても、例えば添付書類がなかったとしても、マイナンバーでその辺の所得の確認ができるので、審査の期間は短く済むということだったのかと思うのですけれども、それは逆に私はあってはならないことだと思うのです。本来窓口できちんと説明をされて、そして所得証明書を、それは利用される方ですけれども、早急に取り寄せて提出をするということで、事務のほうではやはりそれを同等にマイナンバーを示したから、または書類が不備だったからということで、そこで順番をつけることなく、行政は最大のサービス業だと言われているわけですから、その添付書類がなかったから後回しになるということではなくて、そこにも最大の力を使って審査を早めていただきたいという気持ちもあります。

そして、日本共産党はマイナンバーそのもの、制度そのものに反対をしております。カードの取得率も鴻巣市 12% から 13% 推移したままでございますので、マイナンバーの弊害というのはさまざまところで出ておりますので、これをあえてまたほかの地域では余り取り込んでいない条例をあえて鴻巣市が率先してつくる必要はないと思いますので、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 101 号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第 101 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 125 号 平成 30 年度鴻巣市一般会計補正予算(第 3 号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時16分)

◇

(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(金澤) では、簡単に。議案125号について、一般会計補正予算の30年度を聞いて確認します。

先ほどのご説明の中で、7ページで債務負担行為の補正という形で行いました。これ本会議でもお話があったかなと思うのですが、上段から6段目の鴻巣市共和こども交流の家、鴻巣市立共和放課後児童クラブ運営管理業務委託、ここから下から3段目の鴻巣市こどもデイサービスセンター運営管理業務の上限金額が未記載というふうになっておりますので、これは何か委員会で発表してくれるというお話なのですが、その辺について数字をお聞きしたいと思います。

(保育課長) こちらにつきましては、上限額が設定できないまず理由なのですけれども、入室児童数とか障がい児受け入れたときの加配の職員数によって大きく指定管理料が変わることから、設定をしております。ただ、一応募集をかけた際に、うちのほうで児童見込み数と支援の単位数を示しまして、そちらをもとに提案はいただいております。ですので、そちらの提案額等をお示しするという形でよろしいでしょうか。

(いいですよの声あり)

(保育課長) そしたら、まず共和こども交流の家と共和放課後児童クラブに関しましては、児童数を見込み12人で、支援の単位を1支援としまして、金額といたしましては5,138万6,000円になります。次の神明放課後児童クラブになりますけれども、神明放課後児童クラブは児童数の

見込みが 54 人、支援の単位が 2 支援ということになります。そちらの金額が 6,542 万 4,000 円。続いて、中央放課後児童クラブ、こちらが、児童数が 80 人、支援が 2 支援で、6,644 万 4,000 円。続いて、吹上放課後児童クラブ、こちらにつきましては、児童の見込み数が 109 人、支援の単位が 4 支援、金額といたしましては 9,953 万円。続いて、下忍放課後児童クラブ、こちらが児童の見込み数が 91 人、支援の単位が 4 支援、金額が 8,610 万 5,000 円。続きまして、大芦放課後児童クラブ、児童の見込み数が 48 人、支援の単位が 2 支援、金額といたしましては 5,831 万円。続いて、屈巢放課後児童クラブ、こちらにつきましては児童数の見込みが 40 人、支援の単位が 1 支援で、金額が 4,500 万円。続いて、広田の放課後児童クラブ、こちらにつきましては児童の見込み数が 60 人、支援の単位が 2 支援、6,692 万 5,000 円。続いて、こどもデイサービスなのですけれども、こちらにつきましては児童の見込み数というか、療育事業のほうは過去 3 年間の実績によって算出しまして、放課後等デイサービスの事業のほうも過去 3 年間の実績によって出したのですけれども、こちらの利用人数が平均 20 人ということで算出しております。こちらのコストにつきましては、2,181 万 8,000 円となっております。

以上です。

(金澤) 各児童クラブごとに限度額の試算をいただきました。対象人数というのを一応見ているということなのですが、これは確認なのだけれども、今後 5 年間の平均の人数という形で解釈しておいていいのですか。受け入れ数とは。

(保育課長) 今現在の人数でちょっと算出しておりますので、また年度ごとに人数が変わりますとこちらの金額が変わってくるという形にはなってきます。

以上です。

(金澤) そうしますと、転入者等が当然ふえているという状況の中では、この限度額の金額が増加傾向に、いわゆるふえるという形で年度ごとにまた補正を出すという形で解釈しておいていいのですね。

(保育課長) そうです。入室の児童数と、あとは障がい児による加配の

人数等によって大きく変わってきますので、年度ごとに金額のほうが見直しされることになると思います。

以上です。

（加藤）まず1点目なのですがけれども、次のページ、8ページのところの下から5段目のところで、図書館運営管理業務委託から来年度からは学校図書館支援業務委託が分離するというふうな説明があったかと思うのですがけれども、これはまずどういったことで分離をするような状況になったのかを教えてください。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）第1期の公立図書館の指定管理におきましては、平成26年度から導入されたのですが、そのときにTRC、企業のほうから提案事業として学校図書館支援をやりますということで提案を受けました。26年度当初は2名の支援員を配置して、学校図書館の支援をしていたのですが、各学校好評をいただきまして、翌年からは7名の支援員を各学校に配置することにしました。そうすることによって、もともと本来は指定管理、公立3館の図書館の指定管理をすべきところを各学校への支援というものが指定管理料の10%程度の額になりました。指定管理は、本来3館図書館の指定管理であるということから、第2期に入るに当たって1つの事業として切り離して、今回債務負担行為を設定させていただいて切り離すということになりました。

（加藤）今度指定管理のところと同じ流通なんかでTRCの系列というのですか、そういうところの指定管理になっていくのかなと、名称としては何か変更みたいになっていますよね。この内容というのは、今までどおり指定管理としては3館をお願いして、その指定管理をお願いするところにまた学校の業務委託という形で別途予算組みをして、人の手配の関係になるのでしょうか、そういうふうな内容で今後やっていくということになるのですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今まで導入していた株式会社図書館流通センターにやっていただくことも検討したのですが、こちらに書いてあります債務負担行為に載せていただきましたように3年間で6,000万以上、1年間で2,000万近くの委託になるということで、プロポー

ザルによって何社かを選定させていただきたいと考えております。

（加藤）では、まだプロポーザル方式でやるというふうなことで、今までみたいなかでやっていただくことではない、それはまだ決定してないということなのですね。今後それを決定していくということなのですね。どこにやっていただくかということは。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）やり方としましては第1期に各学校3年間支援を強化してやるということで、全体市内27校に入れていっているのです。指定管理の5年目に初めて導入された学校が9校ございます。その学校に対してほかの学校との平等性を保つため、同じようなやり方で来年度以降もやってもらえるように仕様書をつくる予定にはなっています。

（加藤）どこに業務委託をするかということは、まだ決定はしていないということになるわけですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）失礼しました。来年、年明けにプロポーザルをやって業者を選定するつもりでおります。

（加藤）こういう図書館のほうから各学校に行って初めてやる場所もという今お話もあったわけですがけれども、そうするとやっぱり学校に司書的な関係の配置をされているということは非常にいいことで、今そういうことをやっているのだと、数年前ですけれども、そんなことを情報を得たときに、子どもたちはやはり学校の図書室に、図書館でなく図書室のほうに誰かがいて、いろんな面でその人にいろんなことが聞けたりとか、調べてもらったりとかということとはとってもいいことだと思いますので、どういう方が今後やっていただけるのかを見ていくほかはないかなと思うのですが、今までより、よい方法でやっていただければというふうに思います。これは質問にはならないのですけれども、来年から初めてなのという、今までやっていなかったところはこれからもっとよくなるかなというふうに思うわけですがけれども。

それと、27ページのところの一番上の保健センターの修繕料ですけれども、この補正組んでありますよね。これ冷暖房の修理というふうなことだというふうに説明があったかと思うのですが、もうここ、前から温水

器がないというふうなことで、直接あそこを使っている方が市長にも直接、何かで市長さんがあそこに来られたときにそんな要望もしている。私も何度か話もした経緯があるのですけれども、その辺で、何かいろいろなことをやる時にそういうことも考えていくというふうなことがあったかと思うのですが、今回は冷暖房というふうなことのみの補正なので、それがやはり補正をしなければならないことの内容によって補正を組んで冷暖房を修理するのだと思うのですけれども、温水器というか、水道から出るお湯、そういうのがあそこは1カ所別のところにはあるけれども、ふだん調理する調理の台のところにはないということで、やはり食生活改善の方などが非常に不便をしているという話聞いているのですが、その辺の考えというのはどうなっているのか、ありましたら、わかればお話しいただければと思うのですけれども。

（健康づくり課長）委員おっしゃいますように、特に栄養指導室におきましては調理実習の際、冬場は特に手が冷たくなるというのは利用されている方からも聞いております。施設ももう32年が経過しておりますので、もし温水器を蛇口からお湯が出るような設備となりますと、それ相当のまた予算もかかるかなというのは想定してはいるのですけれども、現在鴻巣保健センターの調理室のほうも温水が出るようになっておりませんので、その辺の両方の施設が同様に利用されている方がどちらかが使えて、どちらかが使えないというふうになったときに、またその辺でいろいろな声も出るのではないかとということが想定されますので、今現在ではちょっと温水が出るような設備の改修というのは考えておりません。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。いいですか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 125 号 平成 30 年度鴻巣市一般会計補正予算(第 3 号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 125 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立鴻巣市中央図書館ほか 2 施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市立鴻巣中央図書館、鴻巣市立吹上図書館及び鴻巣市立川里図書館の指定管理期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き現在のサービス水準を維持することができるよう、堅実な図書館運営をしつつ、さらなる図書館のイメージアップや利用促進につなげることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うため、指定管理者の指定についてご審議いただくものです。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者、TRC 鴻巣グループの構成団体であります株式会社図書館流通センターを新たに指定するものでございます。この会社は、昭和 54 年の設立時に図書館管理に対するサービスを行っており、現在埼玉県においては近隣の北本市、桶川市、また春日部市等において図書館の指定管理を行う等、図書館の指定管理や窓口受託において全国ナンバーワンの実績があり、本市においても安定した施設管理運営ができると考えております。

なお、指定期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間であり、議案の資料といたしまして会社概要と選定結果を提出させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）まず 1 つ確認をしておきたいのですが、今の 3 館を指定管理しておりますのは T R C 鴻巣グループで、全く同じところということではないのですか。ちょっと認識が、確認したいのですが。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）第 1 期は共同事業体の T R C 鴻巣グループでして、業務分担としましては図書館運営管理について株式会社図書館流通センター、図書館の施設管理の一部については T R C ファシリティーズ株式会社という T R C の関連会社となっております。

（川崎）それをこの議案第 118 号では T R C 鴻巣グループの図書館流通センター 1 つのみで 3 館を管理するということなのかなというふうに受けとめたのですが、そうしますと先ほどの議案のときに他の委員からも質問がありましたけれども、学校の図書館の応援という形になるのはこれからということでしたので、これまでは T R C 鴻巣グループが行っていたことをここで整理をしてというふうに受けとめました。図書館流通センター 1 つに絞った理由というのでしょうか、それについてはどうなのでしょう。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今回公募によって指定管理者の選定をしたのですが、実際公募として出てきたのがこの株式会社図書館流通センターのみでございました。ファシリティーズが外れた理由について確認しましたところ、図書館流通センターの関連会社として存在していたファシリティーズ株式会社なのですが、将来的に廃止にする考えがございまして、ほかの自治体においても更新時期には契約から外す予定ということ伺いました。よって、今回は株式会社図書館流通センター 1 社のみ公募となりました。

以上です。

(川崎) これは議案第 118 号関係の資料ということで、25 ページのところを見させていただいているのですが、モニタリングの結果の報告書というところを見せていただいております。そこで収入、支出ということで、施設の収支状況についてあったわけなのですが、収入がその他の収入というところを見ますとカフェの売り上げということで書いてありますが、61 万 4,500 円で、支出のところで見ますとその他の支出、カフェ関連が 89 万 1,998 円ということで、収支でいいますとマイナス 20 万 6,386 円というふうになっております。このまま判断しますと、なかなかカフェというのがちょっと難しいことなのかなというふうに思っております。よく私も中央図書館利用するのですが、この鴻巣中央図書館でしかカフェのことというのはやっていないかと思っておりますけれども、朝から晩までたくさんの方が訪れておまして、もうほぼいっぱいなのですけれども、カフェを利用するに当たって図書館の本を汚してはいけませんので、いろいろな縛りがありますので、ちょっと当初思い描いていたカフェの形とは随分違ってしまったのかなということで、ちょっと私はそれも残念な気もするのですが、冷静に見ますとこの数字上見ますとこのカフェ関連の事業というのは、これは今後どのようにする考えなのか、その辺についてこの株式会社図書館流通センターと話というのがありますか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) まず、第 1 期のときに自主事業ということで自分たちの持ち出しの中でやりますよということで約束事としてなっていました。1 期が終わった時点で現状をもとに戻して返すということでお約束をしているのですが、今回プロポーザル (P 34「プレゼンテーション」に発言訂正) の提案の中ではカフェは続けたいというふうに先方から話がありました。ちょっと赤字になっていますよねというお話はしたのですが、企業努力の中でやりますよということでお話がありましたので、まず先方が言ったのは、収益をアップするにはコーヒーの席をちょっとふやしたらいいのかというのも考えているのですが、ある程度現在の 6 席で何とかできるかどうかというのをちょっと検討しますということでご報告をいただいております。

(川崎) そのような自主事業で行うということでございましたけれども、鴻巣中央図書館、吹上図書館、川里図書館、それぞれ自主的な取り組みで、読み聞かせですとか、バリアフリーの映画会の鑑賞ですとか、いろいろ努力なさっているなということは私も感じております。ただ、残念ながらカフェのことに関しては冷静に見ますと相当な工夫をしないと大変なのかなという感じもいたしますし、決して広い場所ではありませんので、中央図書館がその辺について、もう一考、二考していただければいいのかなというふうに思いますが、そこら辺についてはどうなのでしょう。さらなる話し合いというのはなさったのでしょうか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 指定管理にしてから年に1回利用者のアンケート調査というのをしているのですが、そこではやはり図書館の中でコーヒーが飲めるなんていいというご意見も結構ありまして、その中でなかなかやめるのも難しいね、うまくできる方法を考えていきましょうというふうにはなりました。

(加藤) なぜTRCが、先ほど行く行くはこのあれをなくすような話もあるという、このTRCのほうの部分的部分ですか、話、説明もあったわけですけれども、今までの運営の中でもともと図書館を指定管理にするということはいかなるものかなというふうに私自身はちょっと思ってきたわけなのですけれども、もう既に5年がたとうとしているわけですよ。その中で、いろんな読み聞かせの関係とか、内容的なものとか、いろんな情報を得る中で、やっぱりちょっと違うのではないかみたいな話とか、例えば前にも1回質問したことあるのですけれども、幼児書でなくてはならないような、どこにでももう図書館といえればあるという「てぶくろ」という幼児書が行ったときになかったというふうなことで、ちょっと私も一般質問したこともあるのですけれども、そういうやっぱり図書の選定、書庫に置いておくものと、そういうふうに出しておかなければならない、やっぱり皆さんが目にしなくてはならないような、そういうふうなことでの今までの運営的なことでほかに何か問題点的なもの、先ほど説明の中では図書館に関してはすばらしい運営ができるということころなのでというふうな説明もあったわけなのですけれども、その辺指

定管理になった中での運営状況というのはどんなふうな状況だったのでしょうか。特にあったのか、ないのか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）指定管理後の利用者アンケートによりますと、職員の対応も大変よいということで、97%の方にご理解、満足しているという話を受けています。反対のマイナスの意見としましては、確かに資料が少ないというご意見もありました。実際蔵書数はふえているのですが、やはり限られたスペースの中での展示だけではなく、保存してある本については検索機能のあるシステムで探していただくという形になるということをもうちょっとPRしなくてはいけないなというふうに担当は考えております。

（加藤）それと、先ほどの債務負担行為の中で、今度は学校の内容的な業務委託は別途お願いするということになったわけですね。今回の指定管理料として予定していますのが9億6,887万8,000円という金額が出ていますけれども、前回のこれを26年度からずっと計算しますと、まだ30年度がここに掲載されていませんけれども、指定管理料的なものというのは今までのものとこれからの指定管理をしようとする指定管理料という差はどのくらいあるのでしょうか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）失礼しました。第1期の税抜きの予算額が10億5,320万7,000円でした。第2期の予算が9億6,887万8,000円なので、差額として8,432万9,000円が税抜きで差額となっております。それが指定、学校図書館支援員の差額と考えることもできます。

（加藤）今回は変更というふうな形の中で図書館流通センターというふうな名称になってくるわけですね。すばらしい運営方法だというので、それを期待するほかないかなと思うのですが、ただやっぱり月に何回か読み聞かせなどを定期的にやっていただいたりしていますけれども、何か一番奥のほうの部屋でやっていますので、なかなかPRができていないということが、ようにしてあるみたいなのですね。せっかく読み聞かせの方が行っても子どもさんが誰も来られなくて帰ってしまったというふうな、そんな例もあるそうなので、やはりこれからまたやっていただく中でそのようなことをもっと図書館に、図書館の外までどうと

いうふうなことは無理かもしれませんが、土曜とか、そういう曜日にやっていると思いますので、そういうPR的なものをもうちょっと今度考えていただくような、こちらから指導的なのとか、それなりの細かい話ですけれども、その中でもせつかくボランティアでやっていただく方に失礼に当たるといふか、残念だと思いますので、その辺の指定管理もこれで議決すれば指定管理としてお願いするわけですから、その辺もっと細かいこと、あとずっと市の職員がかかわっていた、図書選定とかにかかわっていた方が退職されてしまった方もいらっしゃいますよね。司書をお持ちの方でね。その辺もどのような、今後に向けてどのようにやっているのか、もし職員と図書館とのかかわり方がどのようなのかわかりましたら教えていただきたいのですけれども。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 選書会議におきまして、必ず市側の図書の司書の資格を持っている職員を毎週1回ですか、話し合いの場を設けてやっております。去年やられた方が退職をされたのですが、今生涯学習課にも2名司書の資格を持っている職員がおりますので、その2名が選書会議には赴いていっております。

(金澤) そうしますと、この図書館流通センターについてちょっと聞きたいのですが、選定結果の用紙が我々にも配られております。この内容を見ますと、審査項目についてちょっと聞きたいのだけれども、いわゆる事業計画の内容で右側にサービス向上に向けた取り組みというのがあります。下段のほうに同じく事業計画に沿った管理を安定した物的能力及び人的能力のところサービス業務に対する取り組みとあるのですね。ほかのこの結果を見ると、上の後段のほうのサービス向上に向けた取り組みというのは採点に入っているのだけれども、サービス業務に対する取り組みというのはほかにもないのです。ここだけなのですよ、これ。それで、サービスの向上と業務ということでどういうふうな採点の仕方をしたのか確認をさせてもらいたいのですけれども。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 済みませんでした。入っていないものということで、サービス業務に対する取り組みということで。サービス業務に対する取り組みなのですが、内容としては鴻巣市立図書館の

資料収集方針に沿った選定や蔵書管理が期待できるかとか、子どもたちへ読書習慣を身につける取り組みや学校との連携、子どもの読書活動推進が期待できるか、レファレンスに応じる環境設備に対応、取り組み、利用者が求める資料、情報を適切に提供できるか、できるよう努めているか等の設定をさせていただいております。

（金澤）では、上段の向上に向けた取り組みというのはどういうことなのか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）そちらは、サービス向上に向けた取り組みとしては、提案事業の企画がすぐれ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか、あと自主事業の企画がすぐれ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか等です。

（金澤）そうすると、ほかの選定の内容のチェックの中では、このサービス業務に対する取り組みというのは入っていないけれども、このTRCの分についてはこれも入れた形の中で評点をしたということで、ほかの指定管理云々でこういう項目は入る予定はあるのですか。ないの、そういうのは。もうここの図書館のこれだけでこの項目で入れたという解釈でいいのですか。

（教育総務部長）基本指定管理の選定基準は、各指定管理ごとに審査委員会というのを設ける要綱をつくって、その中で選定基準、得点配分をガイドラインに従ってその施設の状況に応じて項目を設定しております。きのうも本会議で述べたように最後の選定会議ですか、選定委員会で承認して、今度プロポーザル（P34「プレゼンテーション」に発言訂正）を実施してまた決定しているという取り組みですので、特には図書館ということでこのサービスに特化した内容というこのように項目を細分化させていただいて、審査を図書館の指定管理についてはしたということでございます。

以上です。

（金澤）もう一点だけ、済みません。これを公募しますと申し込み来ますよね。公募の場合、この内容的なものというのは実質この指定管理を業務の内容について記載されているのだけれども、この企業が問題ない

企業なのかとか、財務的にどうなのかとか、そういう調査というのはやっているのですか。要はこの企業がフロント企業とかいろいろ出る場合があるのです。名称が非常に変わってわからない、今なっていますから。そうすると、水際でそういう企業先をチェックして、どうするのだというのは、公募が来てしまったらもう、はい、全部受けるという観念でやっていますのか、そこだけまず聞きたいのだよな。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）指定管理の公募するに当たって、所定の様式を出してもらっておりまして、決算関係書類だとか納税証明書、あと役員名簿なんかも出していただいて、あと事業計画書も出していただいて、そこで内容を見させていただいております。

（金澤）そうしますと、その資料でまず初めに一回チェックはするのですか。それとも、書類を受けて実際の活動内容も全部資料をもらってしまってどうしますかというふうにするのか。一旦受けたものの資料で、今提出してもらったものがありますね。有価証券報告書とかいろいろ。それで、その時点で信用調査をしてチェックをするのか、その辺はどういうふうな形にしているのですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）1次審査、2次審査というよりは、書類を出してもらったのを見つつ、プロポーザル（P34「プレゼンテーション」に発言訂正）で提案を受けたのを総合的に見て点数をつけました。

（金澤）そこは私何で言うかということ、上場企業等の企業だと有価証券報告とか内容とか全部わかるわけよ。だけれども、今回の指定管理、これに限らず、ほかの指定管理のところで新たな名称の名前のところが出てきているわけ。その会社がどういう状況なのか全然わからないところがあるので、今質問をしたのですよ。だから、指定管理の受け付けのときには、当然その辺も十分にチェックした上での形でやってもらわないと、他市等でやっているから安心だというわけにもいかない状況がこれからはあるのではないかなと、その辺をちょっと危惧いたします。その辺については、今後どのような形でやるのかだけ確認しておきます。

（教育総務部長）まず、指定管理決まりますと募集要項等については当

然その辺の要件というのは募集要項には入っていると思いますが、それを出て、たまたま今回は1社ということで、この1社の内容、提案がどうであるかということで審査になったわけですが、先ほど課長も申したように複数社出た場合は当然、最低限必要事項、登記証明書であるとか、そういうのはつけてくるかと思いますが、その辺もしっかり加味して提案内容とか企業の内容であるとかという、他市でどういう状況であるかというのは当然プロポーザル（P34「プレゼンテーション」に発言訂正）だけでなく、事務方、裏の事務の中で確認して、当然評価に含めて決定されるべきだと思いますので、そのようにご理解願いたいと思います。

（諏訪）では、質問させていただきます。

一応図書館というものは住民が読みたい、それから調べたい、知りたいといった、そういったいわゆる学習権というのでしょうかね、そういったもので当然自治体が用意すべき機関というふうに認識をしているのですけれども、鴻巣市においては5年前から指定管理制度を導入して、この今TRCさんが行ってきたということなのですからけれども、今回募集をしたところ、今までのTRCさんの一部の図書館流通センターさんのみが応募してきたというところなのですからけれども、今全国的には図書館の指定管理制度なかなか進んでいないという状況ですよね。政府のほうもこれはなかなか難しいということも発表されています。そういった中で、引き続き鴻巣市は指定管理を続けていくのだというところでの今回の募集だったと思います。先ほども他の委員がお話しされていましてように、選定結果を拝見いたしますと点数の配分がそれぞれ項目で分かれています。100点満点で今回応募したところは81.30点で合格点が出ているということなのですからけれども、その中で一番鴻巣市が何にこの図書館を運営するに当たって重きを置いているかというところで、この点数の配分で少しは読み取れるのかなと私は思うのですけれども、点数の配分表を見ますと指定管理業務に係る経費、これが27点で、4分の1以上を、ここに重きを置いていると。要するに経費がどうなのかというところを採点の4分の1をとっているというところですね。そして、あと次は管理運営体制というところなのですが、この経費に関して、TRCさんは18.

90という点数が得点されているのですが、先ほど他の委員もお話しされていましてようにモニタリングの結果報告書、これ過去4年分拝見いたしますと、マイナスの収支ということでございます。これと、実際に鴻巣市が求める費用というものがどういうものなのかちょっとよくわからないのですが、モニタリング結果報告書を見ますと、これは利用人数に対しての指定管理料というふうな取り決めになっているのかなというふうに思うのですけれども、ちょっと詳細よくわかりませんが、毎年指定管理料は上がっていますね。最初26年度が2億969万円、そして平成29年度が2億2,100万ちょっとということで、毎年少しずつ上がっているのですけれども、その中に占める人件費も当然上がっているのですけれども、先ほど全国でナンバーワンの会社だというふうなお話があったわけなのですけれども、あと小学校に図書室のほうで実際に実務も行っているということなのですけれども、この会社の司書の人数だとか、人員の配置の数を先にちょっと教えていただきたいと思います。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）済みません。まず、では人数を申し上げます。

吹上図書館が平成30年12月現在で20名、鴻巣中央図書館が22名、川里図書館が6名の計48名です。吹上図書館には学校図書館支援員がいますので、その方が7名いらっしゃる状態です。

司書の資格者なのですが、鴻巣中央図書館は22名中の12名が司書の資格者です。吹上図書館につきましては、20名のうち13名です。川里図書館が6名のうち3名が司書資格者です。

（諏訪）司書の資格を持ってもなかなか勤め先がないというのが今全国的に現状のようなのですけれども、この司書資格を持っていらっしゃる方は全て正規の職員ということで雇用されているのか伺いたいと思います。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）そちらについては、こちらで把握はしておりません。ただ、人件費の伸びを見ると、毎年2%ずつアップしてしまっていて、そういう給与の面でもしっかりした体制をつくりたいから予算が削れないというふうにプロポーザル（P34「プレゼンテーショ

ン」に発言訂正)では先方からは言われました。

(諏訪) 図書館の運営に関しては、私は本来指定管理ではなくて自治体が直営で行うべきと思っているのですけれども、要するに指定管理料の中で采配をすれば何を抑えるかといいますと、やはり人件費を抑えるしかないのかなというふうに感じているのです。その中で、せっかく司書という専門的な資格をお持ちの方が正規で雇われているのかどうかというところがやはり市側で把握ができていないというところが、これがやはり大きな問題なのではないかなと思うのです。本来直営であれば公務員であって、その方の処遇というのははっきりとするわけなのですが、指定管理の制度を使いますと当然その辺が、業務はお願いしているけれども、その先の雇用体系だとか勤務の状況だとかというのはなかなか把握できないというところが大きな課題だと思うのですけれども、その辺について市のほうとしては今後たくさん今度指定管理制度をいろいろなところに使っていく予定のようですので、そここのところをちょっと伺いたいと思います。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 図書館の指定管理につきましては、先方で正規であるのかどうかというのは今後確認してまいります。

(諏訪) あと、学校の図書室に今後も支援員を入れていくということでも指定管理の制度を使ってということではないのですね。済みません。では、次のことなので、そこだけちょっと伺いたいのですが、指定管理ではなくて現在の職員体制で行っていくということですか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 業務委託により、業者と委託契約を結んで学校図書館支援を行う予定です。

(諏訪) 業務委託を来年行うということですね、そうしますと。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 来年の4月1日から継続的に稼働ができるように今年度中に業者を選定したいと思っております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（加藤）議案第 118 号の図書館の指定管理につきまして、反対の立場で意見を申し述べたいと思います。

この図書館というところは、図書館のみだけでなく、やはりいろんなところとの連携をしながら運営をするのがやはり市民へのサービスの向上になる内容がたくさんあると思います。それで、図書館でいらっしゃる方は市民の方と直接かかわりながら、やはりいい、生涯学習にしてもいろんな面で図書館というものを利用することが多いわけですから、指定管理ということではなくて、やはり市の職員さんが直接市民の方とかかわりながら図書館運営はすべきだというふうに指摘いたしまして、反対討論といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対、または賛成討論はありませんか。

（諏訪）私も反対の立場から意見を述べさせていただきます。やはり住民は学習権があります。これを図書館法というものと、あとは教育法の中で位置づけられているものでございます。その大事なところで本来住民の生活やなりわいや、それから学業などにとって欠かせない図書館というその業務を自治体が要するに指定管理制度を使って運営を任せてしまうということに問題があると思いますので、反対といたします。

（委員長）ほかに討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立鴻巣中央図書館ほか 2 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第 118 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号から議案第 104 号までの福祉課に係る 3 議案について執行部の説明を求めます。

(福祉課長) それでは、議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市総合福祉センターについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

続きまして、議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市吹上福祉活動センターについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

続きまして、議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市あしたば第一作業所、鴻巣市あしたば第二作業所、鴻巣市吹上太陽の家及び鴻巣市川里ポプラ館の 4 カ所の鴻巣市障がい者支援施設について平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、まず議案第 102 号についてお伺いをいたします。社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会が引き続き指定管理者であるということでございますけれども、この中で、これはモニタリングの結果報告書を見ておきますと、施設の利用促進や市民サービス向上の取り組みについてどうであったかということで、アンケートの実施状況ですとか、

利用者から寄せられた意見等への対応ということで見せていただいております。その中で、以前から利用者からの駐車場の水たまり解消への要望については、平成 29 年度に駐車場改修工事を行ったという実例があります。現在どのような利用者からの声というのが今寄せられているのかお伺いをいたします。

（福祉課長）アンケート用紙のほうは設置をしているのですけれども、特にアンケートのほうで利用者のほうから意見等々はないと聞いております。その都度窓口というか、そういったところで利用者のほうからあった場合には、寄せられた場合には、その都度対応しているということになっております。どんなことがあるかということを実施のほうに聞いたのですが、特にそのような声はないというふうには伺っております。以上です。

（川崎）この平成 29 年度に駐車場の改修工事を行ったということですが、これの費用というのはいかなるようになっているのですか。

（福祉課長）そちらの工事については、市のほうの予算で工事を行っております。以上です。

（川崎）そうしますと、市の補正予算に組んだとか、そういうことですか。

（福祉課長）そちらの工事については、29 年度の当初の予算のほうに計上して工事を行っております。

（川崎）そうしますと、やはり今のところはそのような利用者の声はないということでございましたけれども、ちょっと実際私耳にしていることがありまして、その利用者の声ということをなるべく引き上げておかないと当初予算に組み込んでいくということができないと思いますので、もう今指定管理料と人件費とで精いっぱいのところ、やはりこの社会福祉協議会で直せること、直せないことというのがありますもので、そこについて今ちょっと何度も伺ったわけなのです。

1 つ、体のご不自由な方が利用されることが多いので、私要望として聞いておりますのは、フラワー号が道路のところにとまるわけなのですけ

れども、それが非常に危ないので、中まで入ってもらえないのかということがあります。そのような要望を随分前から伺いをしておりまして、何度か私もその対応のお願いにいろいろ歩いた経緯がございます。そのような声が今私確認をしましたところ上がっていないということでしたので、積極的に声を聞くべきなのではないかというふうに思っております。このこと以外にもさまざまな利用者の声というのは絶対にあるはずなのです。何せ、いろいろご不自由な方が毎日のように利用もされているわけですので、そこでここについても一巡声を吸い上げる考えがないのか、これは社会福祉協議会に申しあげることなのですけれども、そういうふうに社会福祉協議会にまず呼びかける必要があると思っておりますけれども、その点についてまず1点伺いたします。

(福祉課長) 今フラワー号については市のほうでやっているもので、そういった声があったということで担当の部署のほうには伝えていきたいと思っております。また、ささいなことでもそういった意見があれば、丁寧に職員のほうで聞いてもらうようには、福祉課のほうからでもそれは伝えていきます。

以上です。

(川崎) それでは次に、議案第104号関係について伺いをいたします。これまでと違い、あしたば第一作業所、第二作業所、吹上太陽の家、川里ポプラ館につきまして、これを一括してという言い方でいいのかどうかですけれども、社会福祉協議会が指定管理者となるということでございました。モニタリング結果報告書も見ておりますと、当然これまでも社会福祉協議会がそれぞれを指定管理していたわけですが、それぞれでやっていたときと今回このように一括して指定管理をするということでは何がどのように大きく変わるのか、あとどのようなメリットがあるのか伺います。

(福祉子ども部副部長) それでは、議案第104号、障がい者支援施設についてお答えします。

これ今まで別々に4施設を指定管理に出してございました。もうそれぞれの施設20年以上たっております、やはり老朽化も進んでおります。当

初から入られている利用者様がだんだん高齢化してまいりまして、グループホームへの入所を希望されている方がかなり多くなってきております。実際もう既に40歳以上の方が23人おります。60歳以上の方が3名ということで、これから減少傾向をこれまでもしております。そういった中で、障がい者の総合支援法等の報酬のほうで給付費でその事業運営を賄うというようなことになってはいるのですが、利用者さんが減ってきますと当然給付のほうも少なくなってきました、運営費がそれを上回ってしまうという現象が起きております。そうでない施設も当然あるので、4施設を一括して指定管理に出しまして、その収支の決算後プラス・マイナス、過不足を相殺して、それでも足りない部分を指定管理料としてお出しするという形で協定を交わしたいと考えておりますので、今回一括の指定管理として出させていただきます。今後4施設、地域等もばらけておりまして、それぞれの地域性というのも持っておりますので、今後その地域のほうで当然新規の利用者さん等の募集等については力を入れていただいて、利用者さんを少しでもふやすような努力をしていただくということを前提に、今回新たな取り組みとして特別支援学校等の保護者会での周知、それから事業所説明会での周知等も行うような形でお願しております。

以上です。

(川崎) それでは、ちょっともう少し細かく聞きたいのですけれども、モニタリング結果報告書の11ページを見ますと、あしたば第一作業所のところがございます。利用者数につきましては、平成26年度から29年度までほぼ変わらない状況でございます。人件費を見ますと、これはふえておりますね。年々ふえております。平成26年度から29年度まで、2,332万3,540円ということで、300万ほどふえていますでしょうかね、26年度から。維持管理事業費を見ますと、これは逆に減ってきております。平成26年度は725万8,231円。毎年減少しております、平成29年度は561万3,407円ということでございますけれども、この理由について教えていただきたいと思っております。

(福祉子ども部副部長) モニタリング結果の人件費のほうの上昇につき

ましては、定期昇給等もございます。そういったことで年々ふえてきているということは聞いております。

施設管理については、先ほど老朽化しているとは言いましたが、大きな修繕等は当然市のほうで行いますので、企業努力ということで節電であるとか、そういったところで節約をしているというふうに聞いております。

あとは、利用者数については、あしたば第一作業所はもう特に新規の利用者さんもこのところふえておりませんし、昔からの方がそのまま利用されているという状況でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか

(なし)

(委員長) 賛成、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市総合福祉センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市吹上福祉活動センターとなりますが、原案のとおり決すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 103 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市あしたば第一作業所ほか 3 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 104 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 46 分)



(開議 午後零時 58 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 議案第 118 号における発言の訂正についてお時間を頂戴したいと思います。

午前中の答弁の中で、指定管理者の選定においてプレゼンテーションと申し上げるべきところをプロポーザルと発言した箇所がございました。おわびとともに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 次に、議案第 105 号から議案第 113 号までの保育課に係る 9 議案について執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立神明放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、新たに指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するものです。

続きまして、議案第 106 号 公の施設の指定管理者の指定についてですが、これは地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立中央放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、新たに指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するものです。

続きまして、議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立吹上放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として特定非営利活動法人児童支援の会はばたきを指定するものです。

続きまして、議案第 108 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立下忍放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として特定非営利活動法人児童支援の会はばたきを指定するものです。

続きまして、議案第 109 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立大芦放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、新たに指定管理者として特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定するものです。

続きまして、議案第 110 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立屈巢放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、新たに指定管理者として特定非営利活動法人三楽を指定するものです。

続きまして、議案第 111 号 公の施設の指定管理者の指定について説明

いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立広田放課後児童クラブについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

続きまして、議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市立共和放課後児童クラブ及び鴻巣市共和こども交流の家について平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き指定管理者として社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定するものです。

続きまして、議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市こどもデイサービスセンターについて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、新たに指定管理者として株式会社チャレジョブを指定するものです。以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（加藤）指定管理ということで、継続のところ、また変更があるというふうなことになるわけなのですけれども、まず最初の 105 号の神明放課後、106 号の中央放課後、これはシダックス大新東ヒューマンサービスというところがということで今考えていられるわけなのですけれども、そのほかに 3 社の応募があったわけですよ。この審査項目があるわけで、一番いい点数をとというふうなことになるのでしょうかけれども、かなりシダックスはあちこちのこういった事業もやっているというふうなことなのですが、今回今まで市直営でやっていたわけでしょうが、こういった会社のほうに、一般株式会社のほうにこういう指定管理というふうなことで、まず出そうというふうになったきっかけは何なのか教えてください。まず 1 点目です。105 号と 106 号について。

（保育課長）直営を指定管理にしようとしたという理由ということでもよろしいでしょうか。こちらにつきましては、共働きの増加や就労形態の多様化を背景とする留守家庭児童の増加に伴いまして、ふえ続ける利用ニーズに応えるため、事業者が持っている専門性と運営のノウハウ等を活用し、多様なサービスの提供と健全育成の質の向上を目的として新たに2つのクラブを指定管理といたしました。

以上です。

（加藤）では、直営ではなかなか対応し切れないというふうな状況になっているというふうなことで指定管理を求めるというふうなことになったという理解でよろしいのでしょうか。

（保育課長）直営ではできないということではなくて、事業者が持っている専門性とかというものを取り入れていきたいというところです。

以上です。

（加藤）全体、今説明あった部分、いろいろとかかわるところもあるかと思うのですが。

あとは、110号と111号と112号ですか、ここも今までは社協のほうで屈巢と広田、共和、全部やっていたわけですがけれども、それぞれ全部、今回公募したわけですよ。たまたま屈巢のみが、3社応募があった中で屈巢放課後児童クラブのみが変更になるというふうなことなのですが、その前のほうの102号とか103号とかというのは非公募ということで、今回またお願いするというふうなことになっているわけなのですが、なぜ今回の児童クラブに関係しては先ほどのこととちょっと同じような質問になるのですが、どうして今までの社協に非公募ということをお願いするというのではなくて公募制にしたのか、理由をお聞かせください。

（福祉こども部長）まず、福祉課のほうで持っています障がい福祉の施設ですとか、それはやはり利用者の方が障がい者の方で、なるべく職員等がかかわらないほうがよいという配慮がありまして、今までの事業者にそのまま続けてもらうのがいいのではないかという判断をさせていただきました。

それから、2つ、総合福祉センターと吹上の福祉センターにつきましては、その施設の役割自体が社会福祉の向上ですとか、本市における地域福祉計画による地域福祉活動などをしてもらうというところでございますので、鴻巣市社会福祉協議会の地域福祉活動計画による地域福祉事業の拠点としての位置づけもございますことから、社会福祉協議会がふさわしいであろうということで非公募とさせていただきました。

放課後児童クラブのほうですが、平成27年に子ども・子育て支援法ができて、そのときに児童福祉法も改正になりまして、そのときから株式会社も参入できるように変わっております。そのようなこともありまして、全国的に事業者がふえている中で、その中でノウハウの高いところの事業者にお任せできればいいかなということで、放課後児童クラブにつきましては公募という形をとらせていただきました。

以上でございます。

(加藤) いろんな制度が変わった中で、一般の会社とかがそういうところの運営ができるというふうになったという、それはそれとしてそういうことになったということで理解はできるのですが、もう既に児童クラブにも社協のほうに全然、ここには3社というか、A、Bとかということで、どこかというふうなことは表示されていないので、どこなのかわからないのですが、この3つの、屈巢、広田、共和、ここ今まで社協でやっていて、多分このほかの屈巢以外にもここにやはり、屈巢以外ではない、屈巢のほうにも社協のほうから手を挙げてきているのではないかなと思うのです。やはりずっとお願いをしてきた中で、そういう民間の会社がそういうことができるというのはわかるのですが、やはり何かそういうふうに社協のほうから民間のほうにかえていかなければならないというか、かえていったほうがいいのかという、そういうものが何かあったのでしょうか。応募しないで、社協のほうは全然応募しなかったというのであれば、それはそれで、では民間のほうで手を挙げてしたということであれば、そこの一番いい審査項目の点数から選ぶというのはわかるのですが、手を挙げたにもかかわらず、今までやってきていただいた中で手を挙げているのにかかわらず、ほかのところの点数のい

いところということは、やはりこの点数に達しなかったということはそれなりの運営だったというふうな評価になるのでしょうか。

(保育課長)運営については水準というのは達しておるのですけれども、今回屈巢の放課後児童クラブ、三楽というところが、NPOの三楽さんがしているのですけれども、三楽さんのよい点というのは法人が運営している、例えば学習支援施設の職員を派遣して通常の宿題等を見ていきますよとか、あとはネイティブティーチャーを依頼して英語を使ってゲームや歌などを取り組んでいきます。それと、地域の企業の商品や物産を日常保育に取り入れていきますということで、例えば地域の材木屋さん等の木材を使ったものを工作の中で取り入れていくとか、そういったいろいろな提案がありました。そして、職員体制についても、ほかの2社に比べてよい点があったというところで、こちらの三楽が選ばれたことになっております。

以上です。

(加藤) 広田と共和においては、そういうところが逆になかった、なので今までどおり社協のほうに指定管理としてお願いをするというふうな、そういうことの理解でよろしいのですか。

(保育課長) どちらの施設も水準は満たしているのですけれども、今回社協がとったということはほかに比べて社協がよかった点があったということで社協が決まっているということになっております。

以上です。

(加藤) あと、こどもデイサービスの関係なのですけれども、ここは公募した中で今度は株式会社チャレジョブというのですか、ここに変更になるということなのですが、最初このデイサービスセンターを始めるときに今までのNPOでやっていた方に今度お願いをして始めたという経緯があるかと思うのですが、今回は1カ所だけなので、今までやってきてくださったところの方は手を挙げなかったのかなと思うのですが、そういうのって何か理由というか、どうして、もし市のほうで本当はぜひ継続してお願いしたいなと思っていたのか、それとも相手のほうからそういう身を引いてしまったのか、その辺何かあるのでしょうか。

（保育課長）今までのところが応募しなかった理由というのはちょっと聞いておりません。ただ、平成 30 年度の制度改正によりまして、現状のままの運営は難しいというご意見というか、お話は伺ったことがあるのです。ちょっとそれが理由になるかどうかあれなのですけれども、それが理由かどうかというのはわからないのですけれども、一応そんな意見は、話は伺いました。

以上です。

（加藤）最後に、先ほどの屈巢放課後のほうの関係なのですが、この変更があった中で、では今まで社協の職員として、臨時職員か何か知りませんが、採用された中で、受託としてやっていただいていたと思うのですけれども、今度かわることによってその中でやっていただく指導員の方というのはどのような状況になるのでしょうか。今度受けていただく方がそっくり受けてやられるのか、今までの社協の臨時職員さんか何かですけれども、その方たちの待遇というか、それはあるのかないのか、お聞かせください。

（保育課長）業務仕様書のほうに子どもの安定的、継続的なかわりが重要であるため、現在配置されている職員が平成 31 年度も同児童クラブでの配置を希望した場合は、現運営団体と指定管理者の間で協議の上、継続雇用を優先させることとしております。ですので、もしも働いていらっしゃる方が希望されるようでしたら、今度三楽のほうにということになるかと思えます。

以上です。

（加藤）いろいろ指定管理ということでこどもデイサービスセンターになるわけですけれども、直営であるとか、NPOであるとか、株式会社であるとかと、いろんなところで今後運営していただくわけですけれども、それぞれの差異というか、指定管理ということなので、それほどの内容的に変わるといことがないのかなとも思うのですが、今まで大芦児童クラブなども、もともとは委託でやっていた中身のことが指定管理になって、いろんなことが逆にできなくなってしまったというふうな話も聞いているのですけれども、そういうせつかく子どもたちにとってい

いことをやってきたものが逆にできなくなってしまうなんていうことはもったいない話だなというふうに聞くのですが、いろんな指定管理とか、そういう直営とかというふうな中の運営になるわけですがけれども、今までも既にそういうふうな形もありました。でも、本当に株式会社、会社として運営していくというふうになるのは、あちこちでやっているという話がありますけれども、その辺の内容的なものというのとはどんなふうに市としては見ているのでしょうか。

（保育課長）放課後児童クラブにつきましては、鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や国の放課後児童クラブの運営指針に従って運営しておりますので、必要な水準というのは確保されると思っております。

以上です。

（川崎）では、先に 105 号、106 号のことについてお伺いをいたします。今度民間に委託するという事で、民間が指定管理をするということで、シダックス株式会社のほうにお願いをするということでございますけれども、まずふえ続ける利用者数に対応するという事でございましたので、それぞれの見込みになるかと思っておりますけれども、神明放課後児童クラブが何人と見込むのか、また中央放課後児童クラブが何人というふうに見込んでいるのか、まず伺います。

（保育課長）現在見込んでいる人数なのでございますけれども、神明放課後児童クラブが 54 人、中央放課後児童クラブが 80 人を見込んでおります。

以上です。

（川崎）民間にすることの期待できる効果ということについて伺います。

（保育課長）効果としては、やはり民間さんが持っているノウハウ的なもの、特にシダックスなのでございますけれども、児童の発達段階に応じた生活指導だとか配慮が必要な児童への対応、それから衛生管理とか健康管理の取り組み等も充実しておりますので、そちらのほうバックアップ体制も整っているということで、全体的にサービスの向上は認められると思っております。

以上です。

(川崎) 金額の面での効果というのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

(保育課長) 金額なのですけれども、今の児童数 80 人、54 人というその人数から市で運営した場合の算出を行いまして、それから比べますと今回の提案の中では人件費の部分が少し減っているところと、あとその分研修費とかそういったものに、研修費の部分とか充実している形になっております。人件費の部分では少し減額というか、市がやるよりも低いというような状況になっております。

以上です。

(川崎) このシダックスさんなのですけれども、主な施設管理の実績ということで載っているのですが、東松山市立のきらめきクラブまつに、というところは受託期間が平成 21 年の 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までということで、ここの状況については調べればわかるのかなと思うのですが、あと 3 つ載っておりますところは全部今ちょうどやっているとところなのですね。平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までということで、4 施設のうち 3 施設は今まきに行っているということで、そういうところからしますとこの実績ということについて、まだまだ新しい実績というふうに私は考えるのですけれども、どのようにお考えになりますか。

(保育課長) 放課後児童クラブとしての業務実績なのですけれども、平成 30 年 4 月現在で 427 カ所の受託実績があるようです。埼玉県内では、今言ったように白岡市、東松山市、北本市、嵐山町ということになっているのですけれども、全国的に展開しておりまして、他県では、平成 30 年 4 月現在全国で 427 カ所ということになっておりまして、埼玉県内では今申し上げた場所になっております。

以上です。

(川崎) それでは、こちらのほうはサービス向上に向けた取り組みというのがほかの点数配分は満点で 11、シダックスさんは 10 点、ほかの A 社というのは 8 点であったということで、ここに非常に期待をしているのかなというふうに思ったわけなのですけれども、このサービス向上に

向けた取り組みというのは先ほど聞きましたところによると自主事業ですとか、そのような取り組みが際立っていると、サービス向上に向けた取り組みという項目自体はそのような項目だというふうに聞いておりますが、先ほどおっしゃいましたけれども、シダックスさんの特別なところということでは発達段階に応じた支援体制が整っているとかいろいろおっしゃいましたけれども、何か具体的この点数が高かったということについては掌握していらっしゃいますか。

（保育課長）まず、障がい児の受け入れについてなのですけれども、国立児童センター出身者や臨床心理士により構成される本部チームのサポート体制があるとか、あとは発達段階に応じた遊びや生活についての考え方につきましても、児童期の発達過程の特徴を理解した上での指導計画等が設けられております。

以上です。

（川崎）そうしましたら、次に110号の屈巢放課後児童クラブのことについてお伺いをいたします。

これは、前任者からも質問がありましたけれども、三楽さんのほかにA社とB社とがあったわけなのですけれども、この三楽さんとA社を見比べてみますと、わずか0.5点という差なのです。特に見てみますと、このA社のほうが際立っているところが収支計画の取り組み、また管理運営体制は、これはイコールでしたか、職員体制、情報セキュリティーということで、これも非常に大事な点だというふうに思うわけなのですけれども、0.5点ということで僅差ですので、あえてお伺いいたしますけれども、この三楽さんに決めたという、この0.5点というところなのですかけれども、何が一番上回ったとお考えになりますでしょうか。

（保育課長）三楽さんなのですけれども、基本理念の衣食住が常に正しくをもち、運営方針とか運営目標が明確であったのです。そういったこととか、あと先ほども申しましたけれども、法人が運営している学習支援施設の職員や近隣の大学、専門学校等による通常の宿題等の支援だとか、そういったところの支援というのが得られるのかなというところで三楽のほうということになっております。

以上です。

（川崎）そうしますと、111号についてお伺いいたしますけれども、広田の放課後児童クラブにつきまして、これもA社と比べますと鴻巣市社会福祉協議会のほうが上回っているわけなのですけれども、このことについては特に決め手ということは何だったのでしょうか。

（保育課長）A社なのですけれども、大きいところは人員の確保にちょっと不安があったという点が大きくなるようになります。

以上です。

（川崎）では、112号についてお伺いをいたします。

鴻巣市立共和放課後児童クラブほか1施設の指定管理者ということで、これも鴻巣市社会福祉協議会とA社とB社というふうにあったわけです。こちらのほうは引き続き鴻巣市社会福祉協議会が指定管理をするという、結果的にはそのようになったわけなのですが、そこでお伺いをいたします。これは、資料のほうの19ページになりますが、モニタリングを見ますと、共和こども交流の家のほうですけれども、利用者数につきまして平成26年度から見ますと平成29年度約半分になっています。この理由というのは要するに少子化ということはもちろんだと思いのですけれども、それだけの理由なのかどうかまず伺います。

（子育て未来課副参事）今委員のおっしゃられた少子化の部分もございしますが、平成26年1月に川里の児童センターがオープンしたことが影響していると思われれます。

以上です。

（川崎）それでは、こちらの取り組みとしましてはアンケート用紙を設置しているが、平成29年度の回答はなしということでもございました。ただ、こちらのほうも取り組みの選定結果について見ますと、サービス向上に向けた取り組み、11点満点で鴻巣市社会福祉協議会は10点、A社も10点、B社は7.125点ということでもございました。このようなアンケートを実施して、特別なそういう回答がなかったわけなのですけれども、やはり自主的な事業とか、そういうのがすぐれているから10点とつけたのでしょうかけれども、これは何を評価して10点というふうになっている

のでしょうか。

（子育て未来課副参事）こちらは、放課後児童クラブとこども交流の家の複合施設でございます。その中で、放課後児童クラブの事業への熱意、意欲があるということと、施設が老朽化をしております。その関係で施設のいろいろな部分の効用を最大限に発揮できる内容となっているという判断をしまして、そのような評価をいたしました。

（川崎）では、最後、113号についてお伺いをいたします。

こちらのほうも以前の指定管理者からかわりまして、新たに株式会社チャレジョブさんが今度指定管理を受けるということでの議案でございますけれども、先ほど前任者の質問に対してなぜ今までのところが手を挙げなかったのかということに対して、その理由はよくわからないけれども、今までどおりの運営ではなかなか難しいというふうに受けとめているとのことでした。利用者人数は20人を見込んでいるかと思えますけれども、どのような点を難しいというふうに考え、今度この株式会社チャレジョブさんには何を期待しているのかについてお伺いをいたします。

（保育課長）この運営が厳しいという部分なのですけれども、障がい福祉サービス等の報酬改定がありまして、一律の単価設定となっていたものが利用者の状態によって報酬区分が設定されたのです。そういったことから、今までの利用人数ですと運営が厳しいというような形で伺っておりました。今回チャレジョブのほうの提案の中では、利用者をふやしていきますという提案がありましたので、そういった部分、例えば放課後等デイサービスのほうなのですけれども、支援学級等に送迎を行いながら利用者をふやしていきたいという提案もございました。そういったところで利用者確保に積極的に取り組んでくれるのかなというところを期待しております。

以上です。

（川崎）そうしますと、やはりこれまでの見ていただいていたところの職員の方、要するに子どもさんが、余り急激に人がかわっては困るとかいろんな事情があるかと思いますので、この継続雇用についてはどのように聞いていらっしゃるでしょうか。

(保育課長) こどもデイサービスセンターにおきましても、やはり子どもとの安定的、継続的なかわりが重要であるということで、現在配置されている職員が希望しましたら、現運営団体と指定管理者の間で協議の上、継続雇用を優先させていただきますということになっております。そういったことで、この後、議決を受けましてからそういったことで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

(諏訪) では、最初に 105 号と 106 号の、今まで直営で行っていた放課後児童クラブ 2 つなのですけれども、これをあえて指定管理を持ち込むということをございますけれども、今まで利用は非常に利用する方がふえている、そしてそのニーズに応えるため、あとは保育の質がよいという意味でしょうかね、成長過程に合わせた支援ができるというところを高く評価されているということなのですけれども、今まで直営で行っていたところをあえて指定管理にするというところはちょっと理解できないわけなのです。というのは、直営で直接自治体が雇用して行っていて、その質をうんと高めることがまず先決なのではないか、そして利用者さんがふえることに対してもきちんと対応するのが先決なのではないのかなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

(保育課長) おっしゃるとおり、質を高めるということがあれだと思っておりますけれども、支援員の研修等は行って、直営のところの研修とかを行いまして、質は高めています。ただ、全体的に毎月放課後児童支援員の合同会議というのをやっているのです。指定管理、それから民設民営のところ、直営のところの代表者の方を集めまして会議をやっております。その中でやはりそれぞれの運営について今こんなことをやっていきますという提案等をいただきながら、やはりそういったものをそれぞれの施設で活用していくということも質を高めることになるのかと思うのです。そういった意味で、いろんな業者というか、方が入ってくることによってさらに水準が高めていけるのかなと思っております。

以上です。

(諏訪) 今も指定管理で行っている事業所がありまして、もともと旧吹

上町では 30 年前に実際に保護者の方々が運動を起こして学童クラブをつくってきたというのを伺っているのです。その中で、NPO 法人に委託をするようになって現在に至っているというふうに思っております。それと、旧鴻巣市でもともとやっていた学童クラブ、多分県内では本当に頑張っ て学童クラブ、どの学校にもつくったというのは鴻巣市の伝統ですので、これは直営でずっと賄ってきたわけですね。それを旧吹上町の NPO 法人、民間で行っていたところの合同会議でさまざまな質の向上のためのお互いの高め合う研修も行われてきたわけなので、それをそのまま継続すること、新たな事業者を入れる必要は、私はないかと思うのですけれども、質を高めるための努力、自治体としての努力がもう少し欲しいなというところでは、直営をきちんと守っていくというスタンスにはならなかったのかを確認したいと思います。

（保育課長）何度もあれなのですけれども、やはりいろいろな運営方法というのがありますので、そういったものを取り入れながら、さらに高めていきたいという思いがあります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、まだ直営で行っている学童保育ありますけれども、今後そういった直営で行っているところにもこの指定管理の考え方を導入していく予定でしょうか。

（保育課長）まだ今のところ決めておりません。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、次は新たに公募で行ったワーカーズコープ、109 号なのですけれども、これ本会議上で別の議員がこのワーカーズコープさんのほうで新たに雇用するような指導員、そこに賃金の体系がきちんと明示されていないのではないかという質問がありましたけれども、この辺はどのように把握されているのか、まず伺いたいと思います。

（保育課長）今回の指定管理の議決を受けましてから各運営団体にはスケジュール的なものを提出していただいて整えていくという形になるかと思ひます。

以上です。

(諏訪) 公募をして、そして応募する段階で、その応募の書類の中にそれぞれの事業体の例えば雇用条件などを記入するようなものがなかったのでしょうか。そういったものがなくて、その事業体がどういった職員体制でどんな賃金体系で行うのかが不明だと思うのです。先ほどの選定の結果表を見ましても、これだけだと、これに基づくです、これをつくる上でのもとになる事業体からのさまざまな聞き取りが行われていたと思うのですが、その中に賃金体系だとか雇用条件が各事業体から応募書類として入っていなかったのでしょうか。

(保育課長) 職員体制については、提案の中に入っております。ただ、賃金形態というか、そういった例えば時給が幾らとか、そういったものというのはなく、全体の職員体制に対する人件費というものは当然提案の中に入っております。

以上です。

(諏訪) 私もワーカーズコープさんと少しつながりがございまして、(P 49 「発言の撤回をさせていただきます」との発言あり。) そこから聞き取った限りでは雇用条件きちんと書類にしたためて応募をしていると伺ってはいるのですが、そういったことはないという事実でしょうか。

(保育課長) 今回の提案の中で、雇用条件というか、地元雇用への配慮とか、そういったものは提出されているのです。それとあと、組織人員の一覧ということで、常勤職員が何名とか、そういったものは提出しておりますけれども、雇用条件について、ごめんなさい。ちょっと提出が入っていないかと思うのですが。

(諏訪) 済みません。雇用条件、いわゆる正規の指導員が給与の面で月 20 万円とかと、その具体的なものを私聞いてはいるのですがけれども、例えばあとはこれから新しい指導員さんも雇っていきたいという中では、産休や育休のことも明記したものを書類提出しているというふうに聞いております。

(保育課長) 済みません。ちょっと今確認ができないのですが。

(金澤) 今の諏訪さんのご質問だけれども、諏訪さんも単独にその業者さんのほうへ行ってヒアリングしてきて、その話をここでぶつけてもこ

れはこれだから執行部はどうなのだと言われたって、それはもう行政は行政のほうで校正に冒頭お話をしているから、自分が聞いてきたことに基づいて質問というのはちょっといかがかなと思うのですが、その辺委員長、聞いてください。

(委員長) 諏訪さんのその業者というか、諏訪さんの……

(休憩 しまししょうの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 6 分)

◇

(開議 午後 1 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) 先ほどワーカーズコープさんと少しつながりがあると申し上げましたが、そこは発言の撤回をさせていただきます。

(委員長) 答弁はそれでよろしいですか。ないという。

(保育課長) 先ほど申し上げたとおり、そういう提案はございません。以上です。

(諏訪) 110 号です。屈巢放課後児童クラブ。ここの選定結果表を見ますと、職員体制のところなのですけれども、A社が 7.75、そして三楽が 6.25 という結果でございます。私も放課後児童クラブ幾つか見させていただいて、やはりマンパワー、職員の実際に仕事ぶりが一番大事だなというふうに感じているのですけれども、職員体制でA社のほうが上回っていて、三楽さんが 6.25 と低いのですけれども、この辺は運営をお願いするに当たってきちんとした職員体制、望むところの職員体制がとれるかどうかを確認したいと思います。

(保育課長) 職員体制なのですけれども、40 人に対して 2 人ということで示されております。こちらについては、三楽さんのほうも水準は満たしております。ただ、A社につきましては、40 人に対して 3 人というご提案がありましたので、そちらのほうで点に差がついているかと思えます。

以上です。

（諏訪）最後に、チャレジョブさんのところ、113号です。株式会社チャレジョブさんなのですけれども、実績を見ますと障がい者のさまざまなサービスを行っているところだなというふうに感じるのですけれども、実際にこどもデイサービスをお使いになる方々は障がいの重さもさまざまな方がいると思うのですけれども、職員の資格の体制、例えば今までにじさんがやっていたときには音楽療法士だとか、そういう専門性のある方々が職員として配置されていたように思うのです。このチャレジョブさんの職員の資格や、そういったものを含めた体制を伺いたいと思います。

（保育課長）まず、発達支援事業のほうなのですけれども、例えば今おっしゃった音楽療法だとか、そういった方の専門の指導員につきましては現在の指導員を引き続き継続していただくような形になります。

それと、放課後等デイサービスのほうというか、全体的な職員の体制なのですけれども、配置の予定なのですが、まず管理者が1名、それから児童発達支援管理責任者が2名、それから児童指導員、保育士、または障がい福祉サービス経験者が6名、それから事務員が1名、看護師1名という配置で伺っております。

以上です。

（諏訪）それでは、最後なのですが、指定管理がかわるところ、それと直営から指定管理になるところ、それぞれなのですけれども、現在の職員さんたちが次年度で例えば移籍をしてだとか、新しいところでもその職場でやっていきたいというようなときに、例えば労働条件がうんと変わるとか、そういうことのないようにしていただきたいということと、例えば直営ですと職場を失うわけですよ。要するにこちら側の、自治体側の都合で今まで直営で行って、直営で雇用をしていた職員さんが結局そこで打ち切られて、次の指定管理の民間に移るときにそこにうまく移籍ができればいいのですけれども、雇用条件や何かがとても変わって、とてもここでは仕事は継続できないというようなことがならないように、また直営のところだけで仕事をしたいといった場合に、どのような処遇になるのか、そこだけ確認をしておきたいと思います。

(保育課長) 神明と中央の放課後児童クラブの支援員のことになるかと思うのですが、そちらにつきましては指定管理のところをこれから運営されることを希望される方についてはそちらに移っていただく、今回ご提案のありましたシダックスのほうなのだと思いますが、現在の給与以上の設定となるよう、放課後児童支援員の処遇改善に最大限に努めていきますということで受けておりますので、そういったことになるかと思えます。あと、直営に残りたいといった場合には、別のところに異動していただいて、直営のほうで支援員をやっていただくという形になります。

以上です。

(金澤) それでは、何点かお聞きいたします。

まず、今回議案第 105 号から 113 号までかな、指定管理の募集要項が公募になっています。これ部長さんか副部長にちょっと確認したいのですが、通常公募条件の中でこれだけ指定候補者がいると大体同じ候補者がみんないろんなところを申し込むのではないかなというふうに感じるのです。だって、放課後児童クラブの運営だといえれば、それに手なれた業者さんは全てのところに公募で応募してきてもいいのかなというふうに単純には考えるのだけれども、この公募については何か公募の条件とか何か、そういうのはあるのですか。個々の児童クラブの場所によって基準が変わっているのか、その辺はあるのかないのか。

(福祉こども部長) そのような条件はつけておりません。幾つ応募しても職員体制やいろいろのサービスができるのであれば応募は自由でございます。

(金澤) そうしますと、この選定結果の中で行き先とか A、B とかありますよね。これ以外のものも逆にあったのかな。それはなかったのですか。

(福祉こども部長) これ以外にはございませんでした。

(金澤) というのは、通常業者さんだといろんなところに視野を広げたいのだよね。申し込むのが普通かなと、単純に考えると思うのですが、それともう一つは、この公募に対する条件が今なかったという条

件なのですが、当然鴻巣市が発注するわけなので、市内業者の育成とか雇用の問題というのは当然中にはあると思うのだよね。その辺のものというのはどういうふうにお考えになっているのかお聞かせ願いたい。

（福祉こども部長） 現在いる支援員をそのまま優先して雇用してほしいということですので、地元の雇用が守られるというふうを考えております。

（金澤） では、指定管理がかわったとしても、従来の雇用体系がそのまま維持できるということで、そのまま進めるということによろしいのですね。はい、わかりました。

それと全般的な話で申しわけないのですが、このモニタリング結果報告とございます。この一番下に6番で所管課による総合評価というコメントがあるのですが、このコメントというのは審査をした人が記入をしているのか、それを確認したいのですけれども。というのは、ぱっと見ると3番の良好が一番多いわけですが、中にはすぐれているというものもあるのはあるのだけれども、ここで指定管理者のところの文言を見ると同じ文言が書いてあるのだね。場所が違うのに指定管理者がこういうことをやっていますよというのがこの総合評価には記入されているのだけれども、これはやっぱりそちらさんのほうが記入しているのか確認をさせてください。

（福祉こども部長） それぞれのモニタリングの担当のところで行っておりますので、例えば福祉課で所管しているものと保育課ではまた違います。

（金澤） ただ、同じ指定管理者の場合だと、努力目標とかそういうのが書いてあるから、同じなのだよね。読むと。

（福祉こども部長） 福祉課で所管しております4つの障がい者施設については、高い評価がされていると思うのです。ですが、そちらにつきましてはやはりもう長くやっけて、信頼関係が築けて、利用者さんと事業者との間でよりよい支援が行われているという評価をそのモニタリングの担当の部署で行っているということになりまして、それぞれのところで、基準をもちろん満たしていれば3ですので、3以上の評価とな

っていると思います。

以上でございます。

（金澤）それともう一つ、選定結果の場合に、ほかの委員さんもお話があったけれども、合計点が出るではないですか。この合計点というのは、行政側としては大体判断基準というのは何点以上が合格だとかよくありますよね。その辺というのは決め事があるのですか。

（福祉こども部長）大体 70 点以上という評価になりますが、物によって違う、その点数配分が違うところもありますが、おおむね 70 点でございます。

（金澤）今度は課長のほうにお聞きするのですが、105 号と 106 号がシダックスのほうに市の直営から動きましたと。これはわかったのです。選定結果の点数を見ると、シダックスが 88.50 かな、神明とか、中央放課後は 89.5 という評点は出ました。それはわかったのだけれども、今まで市がやっていたわけだよね。この点数配分に対して、市側として今まで運営した自問自答でうちは何点ぐらいになっていたというのはやったことあるのですか。

（保育課長）市の基準を満たしているものが例えば点数配分で 2 点満点のところだと、市の基準を満たしているところは 2 点ということになっておるのです。3 点配分のところは市の基準がやはり 2 点で、それ以上上回っているところが 3 点ということになっていますので、市が……済みません。実際には点数はつけておりません。

（金澤）嫌らしい質問で申しわけないのだけれども、これから市が直営したものを指定管理にする場合に、やっぱり行政側が点数配分で基準値をつけているわけだよね。決めているのだから、これに対して今まではやったらこの点数だったと。だけれども、新しい業者が来たらこの点数になって良化しているのだというふうなぐらいの説明は我々にしてほしいというのがあると思うのですが、今後はその辺いかがですか。

（保育課長）今後、自分たちの直営のところについても評価をしていきたいと思います。

以上です。

(金澤) それともう一つ、議案第 109 号のワーカーズコープさん、これ見るとすごく器用なのだね。事業収入が 120 億もやっていて、支店、営業もかなりやっている。特定非営利活動、NPO ということでやっているのだけれども、ワーカーズさんが今回公募してきた。スマイルキッズさんは申し込みしていなかったという回答だったのだけれども、前の質問にも絡んできてしまうのだけれども、何で大芦だけなのかなど。屈巢だっているいろいろ申し込んでもいいのかなど。これだけの企業であればというところがあるのですけれども、やっぱり申し込んでいる限り地場云々の、これだけの従業員が 3,600 人もいらっしゃる状況の中で、ここは入りますよと、そのかわり先ほど部長さんもお話があった雇用関係は継続して引き継ぎますよというお話を聞いたのだけれども、その辺はやっぱりチェックとして大丈夫なのかどうか、そこだけ確認させてください。

(福祉こども部長) こちらの事情は、現在大芦の放課後児童クラブでスマイルキッズに所属している職員が今度新しくワーカーズコープに所属して手を挙げたというような状況になっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 105号と106号に反対をいたします。

今まで直営でやってきたところをあえて指定管理にすると、道を開いてしまうというところで、今後のことも含めて、本来自治体の役割だと思うのです。放課後の子どもたちの安心、安全、あとは働く人たちの保障をするといったところで直営のまま頑張ってもらいたいと思いますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立神明放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第 105 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立中央放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第 106 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立吹上放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 107 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立下忍放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 108 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立大芦放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 109 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立屈巢放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 110 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立広田放課後児童クラブとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 111 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立共和放課後児童クラブほか 1 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 112 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市こどもデイサービスセンターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 113 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 8 分)



(開議 午後 2 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市高齢者福祉センター白雲荘ほか 2 施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(長寿いきがい課長) 議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、市内に設置しております高齢者福祉センター、白雲荘、コスモスの家、ひまわり荘につきまして、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間、施設の管理を委託する指定管理者を指定するものでございます。引き続き社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会を指定管理者とすることとし、募集は非公募で行いまして、鴻巣市社会福祉協議会のみで審査を行っております。以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、議案第 114 号について質問をいたします。

モニタリング結果報告書を見てみますと、まず白雲荘につきましては平成 26 年度から比べますと利用者数が約 4,000 人減っております。コスモスの家では昨年からは 7,032 人、ひまわり荘につきましては昨年からは 1,000 人、平成 26 年度当初からでもやはりそのぐらいでしょうか、1,000 人ぐらい減っています。このことについてなのですけれども、当然高齢者数はふえているわけでございまして、そういうところから考えますと少子化とは逆に利用者数がふえてしかるべきだと思えるのですけれども、この減っている理由についてはどのように分析をいらっしゃいますか。

(長寿いきがい課長) 最大の原因は、やはり施設の老朽化であると考えております。高齢者も現在 65 歳以上を高齢者と言っておりますけれども、

若い高齢者の方はこのような施設を利用しないで、自分の趣味であるとか、別の楽しみを見つけていらっしゃる方が多いというのも一つの利用が減っている原因であると考えております。それから、もう一点が、これプレゼンテーションの中でもちょっと出た話ではあるのですが、やはり指定管理者である社会福祉協議会が施設の魅力を発信できる自主的な事業を余り行えていない、この2点が施設の利用者が減っている理由だと考えております。

以上です。

(川崎) そうなりますと、これから先ますます老朽化は進むばかりでございますので、どうなのだろうかというふうに思うのです。今課長おっしゃったとおりに、サービス向上に向けた取り組みですか、この選定結果につきましては、幾ら非公募とはいえ15点満点で9点です。もう約半分です。それで合計が76.30ということで、一応合格点は70点以上だというふうにおっしゃっていましたがけれども、決して高いとは言えない。このサービス向上に向けた取り組みを余り行われていなかった、なおかつプレゼンテーションにおきましてもそのような積極性は見られなかったということで、この点の打開策ということはどうのように考えていらっしゃいますか。

(長寿いきがい課長) まず、この3施設が無料の施設だということを考えますと、まずは施設の維持管理に関して、そこを重点的にやらざるを得ないであろうと。施設としては必要不可欠なものでございますので、担当課といたしましては、まずそこに関してはしっかりやっていただいて、入浴施設もございますので、トラブルが起きないようにしていただく。その上でなおかつ何かしら余裕があればやっていただけるとのことでの選定結果というふうに考えております。

以上です。

(川崎) 今まさにトラブルが起きないようにというふうにございましたけれども、所管課による総合評価というのも、おおむね利用者からの苦情も少なくというのが全部3施設同じなのです。ちょっとなかなかこのような状況で指定管理というのも、指定管理する側も大変つらいところ

なのだろうなと思いますが、欠かせない建物だというふうにおっしゃいました。欠かせない事業であるというふうにおっしゃいました。にもかかわらずこのように人数が減っていくということについては、この3館どのように維持し続けていくのかということですか、将来的な、こうなると総合管理計画にもかかわってくるかもしれませんが、ちょっと非常に消極的な指定管理になってしまいますので、そのまますっきり採決というふうにはいかないのかなというふうに思うのです。どのように将来的なことについては社会福祉協議会と話をし合っていく考えでしょうか。

(長寿いきがい課長) 指定管理につきましては、あくまでも管理をお願いするところになりますので、この公共施設そのものことにつきましては公共施設管理計画のほうに委ねなければいけない部分もあると考えております。ただ、高齢者福祉センターという施設の位置づけ上、高齢者という移動手段もそれほどない方たちが自主的な場と、集まりとして必要な施設というふうに担当課では考えておりますので、この部分においてこの施設を維持管理して、高齢者が近くで自主的に何かできる場をそのまま維持できればというふうに考えております。

以上です。

(川崎) そうしますと、では欠かせない建物だということでございましたけれども、耐震化とかはどのようになっていますか。

(長寿いきがい課長) 2階建ての施設に関しましては、耐震化をやっております。コスモスの家は平家建てですので、耐震化ということではなく、大丈夫ということではあります。

以上です。

(金澤) では、議案第114号について聞きます。

今、高齢者福祉センターということで、これ1市2町が合併したときに全部統合した施設だというふうにはわかっているわけで、白雲荘なんていうのは、今給食センターが中学校にありますね、馬室の。あれよりも古いわけだから、当然今度給食センター建て直そうという動きが出ているわけで、この3つの福祉センター自体が今答弁では必要だという形には

なっているけれども、今回これ指定管理が5年間だというふうな形になってくるのだけれども、5年後については、今前任者もありましたけれども、公共施設総合管理計画の中で当然もう目標値は出ているわけだよ。こうしようというのが。だから、やっぱりそういう形で持っていくべきかな、という感じがするので、今回は非公募で社協のほうにお願いしているというふうな形で私は解釈しているのだけれども、将来的に、今回は指定管理としてやむを得ないかなと思うのだけれども、今後は温浴施設云々もほかにもできるではないですか、総体的に。そういうものを考えた場合に、ここの3つの施設についてはある程度考えざるを得ないのかなというところで私なんかは思っているのですが、その辺は、執行部はいかがですか。

（長寿いきがい課長）担当課といたしましては、施設をあるという前提でやはり事業進めていきたいと考えております。なぜかといいますと、減っているとはいっても年間3施設で8万人を超える方が利用している、そういう施設になりますので、担当課としてはこの施設が何らかの理由で要らないという判断が下されるまでは、高齢者向けに我々は頑張って施設を提供していく義務があると考えておりますので、それで進めていきたいと考えております。

以上です。

（金澤）今のご答弁ですと、費用対効果というのが当然入ってくるわけで、なってくるわけで、老朽化すれば改修なり改築等考えなくてはならない。その場合に費用対効果はどうするのと。利用者負担というのも考えなくてはならないだろうという形になってくるので、総合的な見直しの中でお考えになっていただければどうかな、と思うのですけれども、担当部であると推進だから、部長か副部長に……。

（健康づくり部長）ちょっと担当の部としてなかなか言いにくいところもあるのですが、公共施設管理計画の中では将来こういうようなという結果は出ているのですけれども、担当部としては、その施設を利用されている方がおまして、担当部のほうでそこを閉鎖するよというようなところはなかなか申し上げにくいというところでは、担当部としては、

あくまでもそこは高齢者福祉の施設でございますので、何らかの形で修繕をしながら続けていきたいというのが本音でございます。ただ、ちょっと全体的な市の判断の中でどうなるかというのはまだ確定はしていない状況だとは思いますが、担当部としてはそういう状況だと考えております。

（加藤）私も今部長や担当課長のおっしゃるとおりだというふうに私は認識しています。総合管理計画の中ではそういうことも既に出ていますけれども、そこでちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば先ほど老朽化しているとか、利用人数が少なくなった原因として老朽化しているとか、それぞれの施設の中で何かやっぱり魅力的な、魅力あるような何かそういうものがないというふうな、先ほどおっしゃっていましたよね。私も最低月1回は吹上のコスモスの家なんかは行っているのですけれども、例えばほかのところでは何かそういうこと、こんなことをやっているよというふうな内容がまずあるのでしょうか、施設の側として。大体が皆さんカラオケをやったり、踊りを踊ったりとかという、皆さん来て、そこで皆さんが楽しんでいるということが主なのかなと思ったのですけれども、施設側として何かやっているという実績がありますか。

（長寿いきがい課長）施設管理公社の自主的な事業としては、囲碁ですか将棋の大会をやったりとか、教室ですね、をやったりとか、または運動の関係の教室をやったりというのを白雲荘とかが多いのですけれども、やっているというのは報告を受けているのですけれども、やはり予算の関係もございまして、指定管理が施設の維持と人件費でほぼ消えてしまうという現状ですので、なかなか社会福祉協議会側からも大きなイベントを打つことが難しいというのはプレゼンテーションの中で聞いている話ではあります。

以上です。

（加藤）囲碁大会とか将棋大会やっているという話は聞いています。また、今いろんなシニア体操だとか、何とか体操とかということで、それは市の事業としてやっているのかなというふうに思うのです。あそこの施設の関係ではなくて。かなりそういうことをやると、私も見かけるの

には、かなりの人がやっぱり来られて、まだ元気な方、予防のために来られていると思うのです。いろんなイベントをというふうなことで、まず人件費に消えてしまって、やるような予算がないということであれば、やっぱりその利用者が少なくなったということはそういうことも原因であるということがわかっているのであれば、やっぱりもっと予算をふやしていただいて、人件費のほかにそういう何か、ぜひやってくださいよというふうなことを含めた予算化をするのは行政のほうの責任だと思うのですけれども、その辺、では来年度はどのように考えられるかお聞かせいただきたいと思います。

（長寿いきがい課長）指定管理者のほうのイベントということになりますと、管理料というこの中での話で、先ほど申したとおり指定管理者側ではなかなか自主的なものは打つのは難しい状況ですので、行政側として集客できる何かイベントをおいおい1個1個考えていくしかないかなとは思っております。

以上です。

（加藤）そうですね。予算をどこにとるかということになるかと思うのですけれども、なかなか指定管理者のほうに指定管理料をふやしてやってくださいというか、内容はいずれにしても、何かをやってくださいということも、そこで働いている方は、それこそ人が何人もいて、入れかわり立ちかわり常時正職員さんでやっていられるわけではないですよね。ほとんどパートで入れかわり立ちかわりの内容でやっていらっしゃると思いますので、その人たちに、社協が指定管理者ですから、社協が考えるのだと思うのですが、でもそういう人たちに何かをやってくれと言ってもなかなか難しいと思いますので、ぜひ行政側としてそういうことを考えて、やはり高齢者福祉センターということですので、絶えることのないように行政として頑張っていたきたいというふうに思うのですけれども、その辺の心構えを最後にお聞かせください。

（長寿いきがい課長）委員さんのご指摘のとおり、指定管理者から各施設に派遣される方、社協側の言い方で準職員、臨時職員、バイトさんが主な勤務者になりますので、その方たちがイベントをやるというのはや

はり非常に難しいだろうと考えております。ですので、やはり行政側で各施設に何かしらお客様が行けるように魅力的なものを少しずつ発信していければと考えております。

以上です。

（諏訪）114号ですけれども、いわゆる老人福祉法で位置づけられた建物ということでございます。その老人福祉法でなぜこの高齢者福祉センターが必要なのかというところだと思っておりますけれども、1つは相談機能があるとか、あとは健康増進のためだとか、教養を増進させるためだとか、そういった目的があると思っております。それらが今の施設でできているかどうか、まず確認をしたいと思っております。

（長寿いきがい課長）老人福祉法ができた当時にこの施設の定義で各1市2町がこの施設をつくったと考えているのですけれども、現実問題として、現在は指定管理のほうでもそういう教養であるとか、それから老人関係の相談に関しては非常に機能が弱くなっているというふうには考えております。ただ、社会福祉協議会という福祉に通じた団体がここを管理しているということを考えますと、教養部分はちょっと置いておいても、高齢者の相談業務というのはいちもう少し強化していただいてもいいのかなと思っておりますので、その部分に関しては社会福祉協議会ともう少し話をしていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）ぜひそうしていただきたいと思っております。現在の3館のそれぞれの役割というのでしょうか、私も川里のひまわり荘のほうに時々伺っているのですけれども、やはりうちでお風呂に入るよりは、ここで大きいお風呂に入ったほうがすごく温まるということで、毎日使っていられっしゃる方も結構お見かけします。やはり健康で元気でいていただくために、いわゆる介護予防になると思うのです。こういった施設を上手に使っていくことが必要だと思うのですけれども、今それぞれの委員さんの質疑の中ではなかなか費用的な面で、予算の面でそこまで手が回らなようなイメージを受けました。ぜひ介護予防の費用をこういったところに使うということを考えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(長寿いきがい課長) 介護予防事業ということになりますと、介護特会側で何かしら企画という考え方になっておりますので、現時点ではここは一般会計側の事業費ということになります。そこのところの切り分け、あとは介護予防事業という縛りがある事業の中でこの施設をどう使えるかというのは、ちょっとこちらとしては検討させていただきたいというテーマになると思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対もしくは賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市高齢者福祉センター白雲荘ほか 2 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 114 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 0 分)

◇

(開議 午後 2 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 115 号から議案第 117 号までのスポーツ健康課に係る 3 議案について執行部の説明を求めます。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、鴻巣市総合体育館ほか、ここに記載されています 8 施設について、現在の指定管理者であるシンコースポーツ株式会社と株式会社サンワックス共同事業体から構成団体の株式会社サンワックスを日本管財株式会社に変更した団体、鴻巣ヘルスプロモーション J V に平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第 116 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、上谷総合公園多目的グラウンドほか、ここに記載されています 5 施設につきまして、N P O 法人地球環境緑創造交流協会、高橋建興株式会社及び特定非営利活動法人フラワーピースの 3 団体で構成されました鴻巣市スポーツ振興グループに平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。これは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、コスモスアリーナふきあげ、ここに記載されていますほか 8 施設につきまして、現在の指定管理者でありますシンコースポーツ株式会社、それと株式会社サンワックス共同事業体から構成団体の株式会社サンワックスを日本管財株式会社に変更した団体、鴻巣ヘルスプロモーション J V に平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) そうしますと、まず議案第 115 号ですか、のスポーツ健康課所管のものについてお聞きいたしますが、まず初めにこの指定管理の団体、今回は鴻巣ヘルスプロモーション J V、構成団体、シンコースポーツと日本管財というふうに今ご説明をいただきました。まず、行政との契約というのは当然あると思うのですが、鴻巣ヘルスプロモーション J Vというのは、通常ですと N P O 法人とか、法人格をお持ちな先が多いわけですけれども、先ほどの答弁ですと構成団体という答弁がありましたけれども、この鴻巣ヘルスプロモーションというのは団体というか、登記的なものとかそういう行政的なものはやっているのですか。

(健康づくり部副部長) 指定管理者となる者の規定に関してなのですが、地方自治法の中で指定管理者となり得る者は法人その他の団体であるというふうになっておりまして、個人を指定することはできませんが、法人格があることを要件とするものではないというふうな規定となっております。したがって、先ほど来申し上げております何社かが共同でというジョイントベンチャーという形のご提案も受け入れるというふうな形で今回決定をさせていただきたいということでございます。

(金澤) 済みません。今の質問、議案第 115 号、116 号も関連するので、同じような内容なので、一遍にします。

そうしますと、構成団体で個人事業主でなければどういう団体でも可能だよという形になるのですが、実際ではここが公募として議会が承認しました、実際契約となると、この鴻巣ヘルスプロモーション J Vという形で契約をする、それに対して我々もここでもうシンコースポーツさん、日本管財さんというのは、わかっているわけですが、この 2 つの企業は通常ですと保証人とか、連帯保証人とかいう形になるべきだとは思いますが、その辺はどういう契約形態になるのか、わかった限りでいいですけれども、お聞きします。

(健康づくり部副部長) 当然この後契約という形になるかと思いますが、この J V の名前での契約と、それからそれぞれの企業間で契約を交わしたりですとか、そういったものの民間対民間の中でのことにつきまして

は、とりあえずこちらのほうからああしろ、こうしろということの指示はしてはおりませんが、基本的にはある程度の取り決めの文書の交換なりなんなりがあるものというふうに認識はしております。

(金澤) 115号ですとシンコースポーツと日本管財と。その概要書を見させていただくと、シンコースポーツさん、資本金1億円、売り上げが約90億円、日本管財さんが資本金30億円、売り上げが584億円ということで、通常JVというとは建設関係ですと大手ゼネコンが親で、子が地元の企業さんとかいう形でJVというものは組むものなのですが、ここは逆に子と言ってはおかしいですけれども、JVの子どものほうが、規模が大きいのですけれども、そういう形態というものは可能なのですか。

(健康づくり部副部長) 今回の案件につきましては、スポーツ施設ということでもありますので、そういった意味では、経験上、シンコースポーツさんのほうが受け持つ範囲が広いというふうに判断されたのかなと。日本管財さんの受け持つほうは、清掃であったりですとか、軽微な施設の保全ですとか、そういった形になりますので、主な業務内容の関係でこのような形になっているのかというふうに考えております。

以上です。

(金澤) では、その次の116号の鴻巣市スポーツ振興グループについてお聞きします。その振興グループでも構成団体にはなるよということになっていると思うのですが、先ほどNPO法人地域環境緑創造交流協会というのかな、これが頭で、高橋建興さんとNPO法人フラワーピースが3社でこのグループをとったという状況なのです。今のお話ですと、JVの大きさというものは余り関係なくて、この指定管理の作業の内容で大きさが決まるというお話は承りました。その中で、仮にこの3社のうちの1社が行政処分等を受けた場合、このスポーツ振興グループというものは成り立つのかどうか、その辺はどうなのですか。例えば行政処分を受けたとか、倒産したとか、何かあると思うのです。そうした場合に当然その企業に対して債権があった場合に、指定管理は5年間で金額が幾らだと、あなたの持ち分は幾らと金額がわかった場合に、その構成団体の1つの企業が倒産分離した場合には、差し押さえとかいうふうな法的な根

抛というのも出る可能性があるのかなというところで私は思うのですが、そういうところの危機管理というのはこの指定管理の中では余り考えていないのかどうか、その辺だけ確認をしたい。もしわからなければいいです。

(健康づくり部副部長) 済みません。企業の倒産ですとか、今おっしゃられたようなことに関しては、行政処分に関しては、この指定管理の中では考えておりませんでしたので、ちょっと今現在お答えできかねるので、ちょっと後ほどまた詳しく調べましてご報告したいと思います。

(金澤) それともう一つ、この議案第 116 号、鴻巣市スポーツ振興グループ、これは地域環境緑創造交流協会と高橋建興、フラワーピースが 1 つのグループをとっています。所管のところではないのですが、関連なのでちょっとお聞きしますが、議案第 119 号で鴻巣市環境緑のグループというのがございます。この構成団体は、これも高橋建興さん、地域環境緑創造交流協会、フラワーピースの 3 社になっています。親、真ん中、子というのですか、3 社が 1 つのグループになっているのですが、名称だけ変えればこういう形でスポーツ振興グループ、また環境緑のグループという形で申し込み云々ができるのかどうか、そこだけ確認をさせていただきます。

(健康づくり部副部長) 先ほども申し上げましたが、3 社で 1 つのジョイントベンチャーということで手を挙げていただいている関係もございますので、多分もう一つのほうは都市公園絡みの業務、それからこちらの方はスポーツ施設の管理業務という形で、代表する会社がかわっているということなのかなと思います。これについては特に問題はないということで確認をさせていただいたということでございます。

(川崎) それでは、115 号について、まずお伺いをいたします。新たな指定管理ということで行われるわけなのですけれども、これのモニタリングの結果をしてみますと、アンケートをやった結果、もう 57%の方が施設全体の満足度についてはいい、またとてもいいというふうに答えていらっしゃるようです。また、自主事業につきましては、施設の利用状況を踏まえて計画した自主事業を実施し、87%の方が満足したと

いうふうに回答しているということでありました。施設の収支状況についての収入の面を見てみましても、自主事業の収入が平成 26 年度には 110 万円ですか、が平成 29 年度には 500 万ということで、確実にその効果が出ているというふうに思います。主な自主事業、どのようなことが行われたのかを伺います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）ただいまの質問にお答えいたします。

自主事業は、プロの、例えばプロスポーツ選手を呼んだ教室ですとかイベント、それから各種スポーツ団体のそういったお子様を、子ども関係を対象としたイベント、そういったものを多数開いております。以上です。

（川崎）わかりました。

では、117 号のところについてです。117 号は、こちらも鴻巣ヘルスプロモーション J V で行くと、指定管理を行うということであります。こちらのほうにつきましては、台風時の堤外撤去作業等がかかわってくるかと思えます。こちらのほうについては、これまでそういうことがあったときに市の職員がやっていたのかなというふうに私認識するのですが、これまでどうだったのか、そして今後はこの鴻巣ヘルスプロモーション J V のほうでやるようになるのか、この辺については所管課による総合評価の中でも余り明確に書かれておりませんので、ちょっとその辺についてお伺いをいたします。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）台風時の堤外等の撤去作業でございますが、これは市のほうはスポーツ健康課のほうと、それから指定管理のほうの職員と協力し合って撤去作業を今までも行っていたのですが、今後も行っていくということになっております。以上です。

（金澤）議案第 117 号のモニタリングのところでもちょっと確認をさせていただきたいのですが、当初はシンコースポーツとサンワックスの共同事業体であると。これが鴻巣ヘルスプロモーションの J V に今回かわりますというお話なのです。このモニタリング結果を見ると、このシンコ

ースポーツとサンワックス、26年度から29年度まで事業をやっていたのですが、所管による総合評価というのが5番のすぐれていると、ナンバーワンですよという評価を得ているわけです。にもかかわらず、通常でしたらこのまま継続して行政側としてはお願いしたいというのが普通だと思うのだけれども、今回の鴻巣ヘルスプロモーションJ V、これも同様の評価が出るという判断でお願いしているのか、その辺の確認はいかがですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）吹上地域と鴻巣地域、同じJ Vで管理をしていただいているのですけれども、これが吹上地域のほうが管理と申しますか、女性の館長がおりまして、その辺の気配りではないのですけれども、そういった細かいところまで管理が行き届いているのかなということがまず1点と、だからといって総合体育館の館長がだめかというのと、そうでもないのですけれども、その辺の若干の差が出てきてしまっているというふうなところがあるかと思えます。それから、構成団体がサンワックスから、そこは……

（日本管財にかわったねの声あり）

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）はい、日本管財になったということなのですけれども、詳しい、本会議でも申し上げたのですけれども、なぜこれがかわったかというのが私どもわからないのですけれども、ある一定の理由としましては、サンワックスの和光市でのレジオネラ菌の事件、それも一つの要因ではあるのかなというのが、わかりませんが、そういったのもこちらの考えではあります。

以上です。

（金澤）わかりました。そうすると、答弁ですと、やっぱり構成企業が何かの形で、行政処分ではないけれども、問題起こすというところへ波及してくるというのが今回の一つの事例かなというふうに思えますので、ほかの団体、3グループでの団体とか、そういうところも多少今後検討しなくてはいけないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今後につきましては、そうい

った検証等を十分にしていきたいと思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立総合体育館ほか 8 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 115 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は上谷総合公園多目的グラウンドほか 5 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 116 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設はコスモスアリーナふきあげほか 8 施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 117 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 0 分)

◇

(開議 午後 3 時 1 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 126 号 平成 30 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、議案第 126 号の今の説明によりますと、対象者や利用回数の増加に伴う地域支援事業交付金、これは歳入ですね、保険給付費準備基金繰入金などの追加、また歳出では地域包括支援センターシステムの更新に係るデータ抽出業務委託料や、要支援 1、2 の対象者に対し管理栄養士が訪問栄養指導を行うための短期集中型訪問栄養指導業務委託料などの追加ということでありました。しかも、この短期集中型訪問栄養指導業務というのは本市独自のものであり、平成 30 年 6 月から実施しているということでした。

そこで、まず 1 点お伺いしたいのが、対象者や利用回数の増加に伴う地域支援事業交付金ということでもありますので、現在その対象者がどれだけ伸びて、利用回数がどれだけふえたのかということをもまず 1 点お伺いをいたします。

(長寿いきがい課長) まず、対象者の増加のほうでございますけれども、ことしの 4 月 1 日現在の要支援 1、2 の方の合計人数が 948 名でございます。それに対しまして、10 月 1 日現在は 975 名で、27 名の増加になっております。それに対しまして、この地域支援事業費は基本チェックリストと呼ばれる簡易検査でもこのサービスを使うことができます。この基本チェックリストの人数は 4 月 1 日現在が 108 名、それに対しまして

10月1日現在で180名の72名の増加となっております。まず、この部分が人数の増加ということになります。

続きまして、件数でございますけれども、これは伸びということではちょっと説明させていただきたいと思うのですけれども、平成29年度末の状態では訪問型のサービスが830件ございました。現在、これが9月末の状態なのですけれども、759件の利用になっております。それから、通所型サービスが29年度末で2,557件に對しまして、本年度は9月末までの状態で2,536件と。ほぼ倍の伸びということで、当初予算から非常に大きな伸び、利用回数、利用人数とも伸びているということでの数字になります。

以上です。

(伸びていない。今言った数字はの声あり)

(長寿いきがい課長)半年でございます。平成30年度は9月末までの半年でございます。

(川崎)大変伸びているということはよくわかりました。

それで、ちょっとまた今の答弁に対してなのですけれども、要支援1、2が10月1日現在で975名いまして、プラス27名の増だということでありました。基本チェックリスト、108名受けていた方が180名ということではございましたけれども、これは要支援1、2の方のこの中で基本チェックリストを受けた方という捉え方でよろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長)全然、別枠でございます。要支援1、2プラスこの基本チェックリストというふうに考えていただければ結構です。

以上です。

(川崎)プラスということであれば理解をいたしました。

それで、ではもう一つ数字のこと聞きたいのですけれども、本市独自で行っている要支援1、2の対象者に対して管理栄養士が訪問栄養指導を行うための短期集中型訪問栄養指導について、この内容と、あと対象者、利用している方ですね、の人数についてお伺いをいたします。

(長寿いきがい課長)短期集中型の訪問栄養指導でございますけれども、条件が3カ月を上限とします。3カ月間の中に管理栄養士が6回の訪問

指導を最大でやっていただくという形になります。人数でございますけれども、ことしの6月から10月までで4の方が今対象で、延べ14回の訪問の管理栄養指導を行っております。料金でございますけれども、訪問1回当たり管理栄養士に7,500円を支払います。それが訪問回数に掛け算になります。それから、初回加算ということで、初回のみ3,000円を加算いたします。これが短期集中型の訪問管理栄養指導になります。以上です。

(川崎)では、今の事業についてさらに詳しくお伺いをしたいのですが、これは管理栄養士の方に支払う金額ということはわかりました。7,500円、また1回のみ初回の加算ということで3,000円ということはわかりましたけれども、これ利用者側の負担というのはどのようになっているのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 手続きをちょっとご説明させていただきたいと思うのですが、この訪問管理栄養指導を行うためには、地域包括からこの方は栄養指導が必要であるというふうに市のほうに上がってくる必要がございます。市のほうで判断をした段階で、では訪問管理栄養士を送りましょうという判断になりますので、利用者さんの負担はございません。

以上です。

(川崎)それで今利用されている方は4人で、延べ14回ということでしたので、今介護予防の一つでもありますけれども、高齢の方で栄養がどうしても不足してしまうですとか、フレイル予防ですとか、さまざまありますので、この事業は大変にいい事業だと思いますけれども、これを30年の6月から実施しているということでございますけれども、この実施するに至った経緯と、あと他市でそのようなことを行っているのかどうかについて伺います。

(長寿いきがい課長) この事業そのものの計画は、実は29年度末ごろから動き始めてはおったのでございますけれども、ただ訪問の栄養指導をやっただけの団体がちょっとなかなか出てはいないという状態でしたので、どうしましょうかというところで1団体が名乗りを上げていた

だいたいのがあります。それで当初予算にはちょっと計上ができなかつたのですけれども、名乗りを上げていただいて、もうできるという段階になりましたので、早急に作業を始めるということで6月から契約を結びまして、流用ということで事業を開始したところでございます。他市でも似たようなものはやっております。この費用等に関しましても、他市を幾つか参考にして費用計算をしておりますので、済みません、今手元にどこの市というのにはちょっとないのですけれども、大体他市と同じような管理栄養士の指導料金ということで設定をさせていただいております。

以上です。

（諏訪）済みません、そうしましたらただいまの11ページの短期集中訪問型栄養指導始まって、早速4人の方が対象となって利用されているということなのですが、この栄養指導が必要な方というのはどういう例えば疾患だとか、栄養が足りていないとか、どういう方が対象となりますか。

（長寿いきがい課長）包括から上がってくる方になりますので、包括のほうでふだんの日常生活を包括は高齢者の方見守っている方いらっしゃいますので、食事が不規則であるとか、それから自炊をちゃんとしない方であるとか、そういう方とか、または通所または訪問サービスを提供しているプランの中で管理栄養は包括が必要であると判断したものでいうことで出てきますので、一概にどういう方というのはちょっと、固定した状態というのはないのですけれども、我々としては地域包括支援センターから上がってきたものに関して、では派遣しましょうということ判断しているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

（諏訪）そうしますと、何らかの介護サービスを利用していたり、地域包括支援センターのほうに何かでリストアップされた方がここで拾われると、そういうことでよろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）この事業の特性として、ケアプランに位置づけていただきたいというふうに地域包括支援センターに言っておりますので、

何らかの介護サービスを利用されている方というのは絶対条件になります。

以上です。

（諏訪） そうしましたら、同じページの下なのですけれども、介護予防ケアマネジメントの負担の増加ということなのですが、いわゆる実際に利用される方が今の段階で2倍になりそうな予測ということでございますけれども、基本チェックリストがかなり利用されているかなと思いますが、この基本チェックリストで拾っていく方というのは窓口に行っちゃった方なのか、それとも市のほうから何かいろいろお知らせを出してご自分で来られたとか、そういった方なのか、対象がどういった方だったのでしょうか。

（長寿いきがい課長） 基本チェックリストは、市または地域包括支援センターで実施しているものになりますけれども、基本的には要支援になるかならないかという方が対象になります。もともとそうするとそのような高齢者をお相手していただくのは地域包括支援センターが主になりますので、大体は地域包括支援センターのほうでやったチェックリストが市のほうに上がってくるというものが多いのでございます。市のほうの窓口でやるものもありますけれども、大多数は地域包括支援センターと考えていただいて結構だと思います。

以上です。

（諏訪） あとは、済みません、上に戻りますけれども、地域包括支援センターとのデータのやりとりができるようなシステムの改修が今行われているということで、補正前の金額は2,178万5,000円、補正額がデータ抽出のための72万4,000円が今回補正でということなのですが、一応これは工期というのはいつぐらいを予定されているのでしょうか。

（長寿いきがい課長） 地域包括支援センターネットワークシステムに関しましては、今年度末までに構築をして、来年度から運用を開始するという予定になっております。現在は旧システムを運用しておりますので、予定は今年度末です。

以上です。

(諏訪) 済みません。当初予算でこれをちょっと確認が私もしていなかったのですが、内容的には大きく変わる点というのはどういったところなのでしょう。新システムの内容で。

(長寿いきがい課長) 基本的には大きな変更はございません。地域包括支援センターと市とがダイレクトの回線で結ばれるということで、個人情報扱っている絡みから、普通の何かファクスとかメールとか、そういうものではない、市と包括とでやりとりをするものということになります。そのデータを旧システムでいろいろな利用者さんの情報、それから経過とか、そういうのがありますので、それを新システムに移すという考え方でございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今までは市と地域包括支援センターとのいわゆるホットラインのようなシステムというのはなかったわけですか。

(長寿いきがい課長) いや、今でも旧システムでそのホットラインを使っております。それが今回、ことしプロポーザルを行いまして、システムの入替えとか、更新の時期になりましたので、プロポーザルを行った結果、旧ベンダーではない、新ベンダーのほうに選定をしたものでございますので、もう一回構築をし直して、その状態、新しいベンダーになりましたので、データも移す必要が生じたということでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 126 号 平成 30 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 126 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 128 号 平成 30 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) ちょっと本会議でも質問があったかと思えますけれども、再度また質問させていただきたいのですが、後期高齢者医療広域連合納付金事業ということで減額なのですが、この減額についての理由ということで、また再度ご説明いただけますでしょうか。

(国保年金課長) 後期の広域連合の納付金につきましては、今回広域連合の事業運営に伴う市町村の共通経費、こちらについて、それぞれ広域連合のほうから当初市町村割及び人口割、そういったものから算出をされておりましたけれども、30 年度については市の人口及び市内の 75 歳以上の人口等の変動が予算より変動があったため、また昨年度の事務費の精算分というものを含めて 58 万 1,000 円の減額を行うもの及び保険基盤安定負担金というもの、こちらにつきましては保険料軽減分、こちらを県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 ということでご負担をいただく中で、10 月 20 日が基準日になりますので、当然予算の部分と異なるという部分で全体的には 752 万 3,000 円の納付金の減額ということになります。被保険者が増加する一方で、軽減金額というのも年々増加はしていくのですが、あくまでも予算と比べると納付金自体は減っていると。ただし、軽減というものが被保険者、いわゆる被保険者の割合だとか、低所

得者の加入だとか、そういった部分ではふえているというのが実情でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 128 号 平成 30 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 128 号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 2 分)

◇

(開議 午後 3 時 4 5 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鴻巣市手話言語条例について、を議題といたします。

既に 11 月 21 日に説明し、委員の皆様のご了承をいただいておりますので、委員会で決定したいと思います。

お諮りいたします。鴻巣市手話言語条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、鴻巣市手話言語条例は原案のとおり可決されました。

なお、条例案は17日の議会運営委員会に提出し、19日の最終日に上程となりますので、ご了承願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時45分)